

兎に角、此の潜入者のころびは、井上筑後守の大成功であるのみならず、將軍家光の最も喜んだ所である。それといふのは先年殉教した一バアデレが役人に對して、「クリシタンを殺す間は宗門は唱へる、教師でころぶ者が出來なければ、宗門は衰へない」と言ひ放つたといふ。それは多分寛永十一年(1634)に江戸で火あぶりになつたビエイラであつたらしく、それ以來有司の頭には、どうかして一人でもバテレンをころばせ、而して秘密を吐露させたいと焦心したものと思へる。仙臺で捕へた四人を特別審問に附したのも、その爲であつたらしいが、筑後守は此に至つて完全にその目的を達した譯である。而してその時イルマン同宿等が白狀した口供を筆録したもの(息距篇五ノ八以下)には、布教の目的は日本をバツバに從屬せしめる事、ゼスス會とフランシスコ會とで東西日本を二に分け取る約束のある事など、今日から見れば純然たる教會の問題を、政治上の侵略の様に書きつけてある。それと共に、先年からイルマン等をして日本で佛法神道を研究せしめてゐたのも、同じ侵略の目的であり、且つ此後も尙ほつゞいて來べき準備をしてゐると記して曰く、

呂宋ルソンに日本人の伴天連四人之あり、其内一人は豊前國加賀山隼人の親類にて、……日本へ渡し申すべくとの儀にて候。一人は黒川壽庵と申し候。來年日本へ渡し申すべき由、呂宋にて我等共に物語仕

候。南蠻伴天連レイモンと申者も、來年渡り申すべく候。是も我等共に語り申候。其外日本人の子五六人、呂宋にて只今學問を致させ申候。天川にても日本人の子十二人學問を致させ、何れも伴天連に取立て、日本へ渡し申すべき爲の由承り候。(息距五ノ一〇)

此の白狀をきいた井上筑後は、さてこそと首肯き、而して來年來るべき者に對する警戒を嚴にしたであらうし、又潜入の計畫が尙ほ進みつゝあつた事を知るに足る。

此から約六十年の後、シドチの潜入まで、潜入の成功したものはなかつたらしいが、その計畫と冒険は絶へずあつたので、教會側では、寛文二年(1662)にサッカノ(Baccano)といふ教師が、二十年間の苦心を経て入國し、殺されたと傳へる外に、少しづつの記録がある。然し此等は日本側には一向顯れてゐない。

將軍のクリシタン親問

そこでバテレン問題には最も興味を持つてゐた將軍家光は、此報告によつて一層緊張したであらうが、此の前後に熱心にバテレンの審問を自らした。其始は何事の刺激があつたのか分からぬが、寛永二十年(1643)には、早くからクリシタン糺明を親らし、筑前の蕃船召捕の

ある前にも屢々その糺明に臨むで、筑前のが来てから、二層勉勵して親らその事に與り、その年寛永二十年中に少くとも十回、次の年に六回、その次の正保二年には四回、その次年には一回糺明の席に出てゐる。今それを息距篇六卷により、他を参照して列記する。

寛永二十年(1693)二月十二日。堀田加賀守下屋敷に御成、切支丹せつは(説破)御聞なされ候。井上筑後守参候。十八人切支丹参候。

此の十八人といふのは、徳川實紀によれば、先に紀州で召捕つた信徒であり、又下屋敷の處在は淺草であつた。加賀守は最も御氣に入の家來であり、筑後守は云ふまでもない。

四月廿一日。堀田加賀守下屋敷へ九ツ半(午後一時頃)に御成、切支丹の穿鑿御聞、七ツ半(六時ごろ)まで也。

廿七日。酒井讃岐守下屋敷へ八半時(三時頃)御成、伴天連昌白、並長老市左衛門参り、宗門の事御尋被遊候事。

實紀には「夕かけて」とあるから夕飯時分までもつゞいたのである。長老市左衛門といふのは、仙臺で捕はれ、筑後守の力でころばされたマルチイノ式見であり、昌白の名は他に見えず、確定の方法はないが、長崎に居た昌白かも知れない。兎に角二人ともころびであるから糺明といふのでなく、色々の事を尋問したのであらうが、少くとも三四時間の談話であつたらしい。

此から後に呼び出されるのは、筑前で捕へた連中で、召捕は五月廿七日、江戸へ來たのは六月末又は七月始であらう。而して六月には又奥州南部の海岸で蠻船が破船し、その乗組を江戸へ送つて來た。それはオランダ船であることが分つて、十一月に乗組は無事に放たれたが、一時は切支丹ぢやないかと騒いだのである。

七月廿二日。加賀守下屋敷へ九つ前(正午前)に御成、日暮に還御、筑前より参候南蠻人四人御詮議御聞候。其外四五人日本伴天連出さる。並に南部より参候オランダ人十人、大將(船長)二人此内也。髮赤く目白く、是も御詮議。市左衛門、昌白も出る。其外通詞二人出る。

南蠻四人はイタリヤ人二人、イスパニヤ人一人、ポルトガル人一人であるから、南方の黒毛バテレンと、北方オランダ人の紅毛と相對し、昌白は不明、それに日本人バテレン二人(一人は市左衛門に、他の一人は大島で捕はれた一行中、肥前茂木生れのビエイラ、後の南甫)そこへ從者の廣東人と交趾人とが交つた。此等をすらりと并べて、將軍親らが糺明に臨席し、寵臣加賀守が陪席して、少くとも五六時間に亘つたのである。

八月十三日。淺草御廻りより加賀守下屋敷へ御成、南蠻ばてれん吉利支丹参り候由。

九月十日。ハツ過に加賀守へ御成、五ツに還御。十人の南蠻人并に松平相模守(鳥取藩)警者玄公、

南部シユン、津田道慶息、御詮議有之候。

玄公以下、他に所見はないが、南部シユンがシユアンだとすれば、南部壽庵で、下野國の信徒を感化した教師である。津田は十一年前に、奥州二本松で殺された津田紀伊と関係があるかも知れぬ。

九月晦日、九ツ半に讃岐守下屋敷へ御成。四人の南蠻人伴天連、並に竹屋の長左衛門其外四五人切支丹穿鑿御聞遊され、五ツに還御。

此の竹屋が屋敷でなく姓だとすれば、先に元和九年(1623)アンゼリスの宿をした爲に母と共に殺されたレオ竹屋權七に關係あるべく、同姓ジョセフ又吉は、寛永九年(1632)會津で殉死してゐる。

十月十一日。讃岐守下屋敷へ九ツに御成、日暮に還御。筑前の取まへ候伴天連の口御聞候。南蠻人參らず候。

十一月十八日。讃岐守下屋敷へ八ツ時御成、日暮還御。十人の内六人の伴天連御聞遊ばされ候。

實紀には堀田加賀守の下屋敷とある。讃岐守の下屋敷は牛込にあつた。兎に角、右四五回何れも午後ぶつとほしである。

十二月十二日。堀田加賀守に御成、夜五ツに還御。伴天連參、御聞成さる。

正保元年(1644)二月八日。堀田加賀守へ九ツ半に成らせられ、道筋御鷹遊され、日暮還御、切支丹御詮議。

四月朔日。御禮過ぎ、加賀守へ御成。切支丹御詮議。

同廿一日。八ツ時前、堀田加州へ御成、伴天連御聞、五ツ前に御立、四ツに還御。

此は夜の十時までである。但し「詮議」の後御飯を召上つたに違ひない。

同廿八日。堀田加賀守下屋敷へ、八ツ時二の丸より御成。伴天連御聞、夜に入還御。

十一月十四日。讃岐守下屋敷へ御成。伴天連御聞被遊候。

十二月十三日。讃州下屋敷へ八ツ時出御、日暮還御。切支丹御聞なされ候。

次の年、正保二年(1645)三月六日、京都の伴天連が來たとあるが、どの分であるか他に參照し得るのがない。而して將軍の親問がまた始まつた。

五月二日。酒井讃岐守へ俄に八ツ半に御成、切支丹御聞成され候。

八月廿七日。酒井讃岐守下屋敷へ御成、吉利支丹御聞成され候。

十月廿三日。讃岐守下屋敷へ御成、吉利支丹御聞成され候。

實紀によれば、此日「水戸黃門封地にて天主教の徒を翫とり、府におくらす」とある。水戸領では此頃大分召捕をしてゐたらしく、士分の人で皆川藤衛門、その他が、信仰の爲に流罪になつてゐる。但し此日、直に水戸から來たのを糺問したや否や不明。

十二月二日。讃岐守下屋敷へ御成。切支丹御聞成され候。
三年(1655)四月八日。切支丹御聞候。酒井讃岐守下屋敷御成。讃岐守には御無用に仰付けられ候に
付、年頭の御成には無之候。

前後二十一回、中々勉めたもので、此間には、バテレンの多くはころび、或者は結婚して、
筑後守の小石川の屋敷にゐた。糺明、訊問の効も現れたわけといふべし。

キリシタン問題と離れ、三代將軍の此のやり方は他方面にも現れ、その性格を示すものがある。堀田と酒井との下屋敷へ出掛けた度敷とその高低、鷹狩の度敷等も、その材料になるが、面白い事には、バテレン尋問が此の如く一時頻繁であつた後、五年を経て、慶安四年には一時に觀劇が増し、薨去に先つこと二ヶ月の中に少くとも八回、役者の勘三郎や彦作を城中に呼んで、芝居を見てゐる。その最後は實に死に先つ二日の四月十八日であつた。バテレン市左衛門と役者勘三郎とどちらが面白かつたか、大猷廟に伺つて見る外なからう。

宗門改役

此の如くキリシタン事務は、一部分は將軍直轄の觀ある重要な國務となり、先に述べた如

く、寛永十七年(1640)井上筑後守が六千石の加増で、宗門改役として全國の禁教政策を統轄するに至つた。但しそれには特別に官制といふやうなものはなく、井上が先年以來扱つて來た事を擴げて、それに權限を附したのである。従つてその役所も現代の如く看板をかけた別の建物があつたのではなく、小石川茗荷谷なる井上の山屋敷(別荘)で、始は便宜キリシタン等を收容し糺明したのを段々擴張して、事務所と共に牢屋(又は收容所)を作り、それに高塀を廻らしたものであつた。兎に角この役目が出来てからは、直轄地の奉行や代官は勿論、諸大名も、キリシタン處分については改役の監視の下にある譯で、又檢舉せられたキリシタンでも、教師格其他重要な者の處分はその指令を仰いだ。但し宗門改役は諸大名に對して命令を發するのではなく、命は皆將軍から出る事として、時には眞の直命、又多くは老中の奉書を以て發したのではあるが、然しその發源は宗門改役にあるのだから、重大な役目たる事は勿論であつた。特に井上筑後守は禁教上の功勞者で、四千石の高家から一萬三千石の大名格にまで昇進した位であつたから、禁教政策の中樞であり、宗門糺明の諸方法は筑後守が在職二十年の間に鍛ひ上げ、又實効を奏した事柄であつた。その訴訟法ともいふべき「宗門穿鑿式」と、それに附屬する心得書は、「潜伏」(八〇一頁)に出しておいたが、それや其他の書類を纏めて、

彼は後任者に渡し、後任者は又段々それに宗門類族調の方法を作り上げた。

明暦四年(1658)、筑後守が老年の故を以て職を退いた後を承けたのは、軍學者として知られた大目附北等安房守であつた。安房守はその次の年には作事奉行をも兼ねたが、それから三年して、同じく作事奉行たる保田若狹守と二人が宗門改役になり、それから後は、作事奉行が殆ど *ex officio* に宗門改役を勤める事になつた。一體作事奉行といふのは土木監督といふ意味であるが、土木といふ中には、築城や道路河川の事を含み、兵事兵略にも關係が深いので、軍事上にも重要な役目であつた。その奉行が宗門改の事を掌るといふのは、始は北條安房守が又同時に思想上の異端征伐に熱心な人であつた(山鹿素行の場合の如き)爲でもあらうが、それから二役を兼ねるが常例となつたといふのは、島原一揆が原の古城に據つて天下をてこずらせたといふ苦い經驗が念慮にしみ込むで、キリシタン傳道と兵事侵略とを密接した考が痼疾になつてゐたしるしである。

その上又、井上筑後の後任として、北條安房守が任命を受けた時のやり方が又中々嚴格で、直に將軍(綱吉)の御座間に召されて、「大猷院御時分より大切に思召さるゝ御用に候間、念を入れ穿鑿仕るべきの由」直命を與へ、且つ改役としての誓紙を提出せしめたのである。その

誓詞は二ヶ條で、つまり此の國家の大事を一生懸命でやり、又「御隱密の儀、聊以て他言仕るまじ」といふにあつた。隱密の事といふのは、大名の向背といふ事をも含むのであるので、つまりキリシタン問題と此の如き政治問題とを離して考へ得ない心持を表してゐる。その上に、その後保田若狹守を北條の相役に任命の時、差出させた誓紙は一層詳しく五ヶ條もあつて、その中には「御一門を始め……惡心を以て申合せ、一味仕るまじく候」といふ様な項がある。此の「一門」云々は、紀州侯の上にもキリシタン聯絡の疑があつたと云ふ事らしく、兎に角此の如きは殆ど任命を受ける者に對する侮辱と同様だと共に、その様な誓をさせなければ安心出様の様な者を任用するのは、矛盾をも含むでゐる譯になる。兎に角此の如き誓紙を出させるといふのは、その役目に關する事項には、國の大事を含むでゐるとの觀念から出た事であつて、キリシタン問題と大名の向背や外國の侵略とを一緒にして考へてゐた爲である。

第三十章 外國船に對する危惧、鎖國心理

外船見張番と外船の處分

外に對しては教師や信徒を追放し、内にあつては搜索檢舉あらゆる方法を盡しても、まだ潜入の絶えない事は、將軍始め當局の甚だ心外とする所で、その結果、鎖國の方法は段々整備せられた。即ち外國人は、支那の外はオランダ人のみを留を許し、それも出島の小島に閉ぢ込めて、交通は一條の橋のみに限られた。長崎附近海岸の要處に幕府直轄の外國船見張所十數ヶ所を設けるのみならず、九州の沿岸到る處に同様の見張所をおく事は、各大名の義務であつて、外船を見たら直に長崎奉行に通知する事にした。(但し諸大名は必しもそう嚴格な設備はしなかつたらしい)。

此の如く嚴に見張つてゐるのに、寛永十六年(1639)に南蠻船三艘が長崎に入つて來た。そこで江戸からは態々井上筑後守を派遣し、今までも入船禁制を云ひ渡してあるに、重ねて來るのは不都合ながら、今度だけは許す、今後は斷然處分すると云ひ渡して放還した。船が

出ただけでは不安心だつたと見へ、引續いて長崎市中にゐるイギリス人やオランダ人の混血兒を捜し出して盡く之を追放した。

然るにその翌年(1640)、天川から又々一艘入港した。先年のも通商を求めたとあるが、今度のは天川政廳で熟議の上、公式の使臣として、通商を求める爲に來たので、位置ある市民四人を正使とし、従者その他總計七十四人の乗組であつた。(西洋記録には七十二人)。そこで江戸からは上使加賀爪民部を派遣し、昨年のもあり、今度は赦さないことに定め、一行の六十一人を斬首に處した。使臣としての書類を検査したや否やは記してないが、彼は之を提出したに違ひない。然るにむざ／＼之を死刑にしたので、蒙古問題の時に使臣を斬つたのに加へて、此が外國使臣斬の三度目である。元寇の前のは侵略の脅迫であつたのだが、今度のは通商を求めるにあつた。それをすら理非を問はず、斬つたといふのは、既に去年再び來るべからずと云ひ渡してあるのに、それを犯して來たといふ言分であらうが、兎に角狂暴の處置であつた。それといふのも、つまり外國船といへば侵略に來るのだといふ、畏怖危惧が一種の固定觀念となつてゐた爲で、つまり島原亂の爲に病的心理状態が當局を支配してゐた結果に外ならぬ。(此と同様の心理状態は幕末の開國問題の時にも現れてゐる)。

此の如き暴舉を敢てしても、それには正當の理由があるとの自己辯解はあつたので、國內に對しては、蠻船は盜賊であつたから、之を誅したと知らせてあつたらしく、當時の日記にその旨を記してゐる。而して天川に對しては、一種の宣言の様な手紙をつけて、生存者に持たせて歸した。それは漢文で諭告と稱し、林羅山の草したものだといふが、寧ろ幼稚な漢文である。先づ長崎で交市を許してあつたが、阿媽港の者が天主の教を信じ、此を手段にして本朝を覬覦する志あるを看破したから、之を禁じた事を説明し、それから禁を破つて潜入した者を誅戮したこと、島原一揆の事を述べてある。その中に島原で武士等が一揆に殺されたに對する鬱憤を漏らして曰く、

戊寅の春、凶徒亡滅し、斬馘せられし者殆ど四萬人、然れども我が騎兵歩卒以下、彼の爲に殺死せらるゝ者亦之あり。然らば則ち、蠻賊其罪最も重く、憎むべく嫉むべきの至なり。

それから今度禁を犯して渡來した者を誅する旨を述べて、「宜しく本朝の徳を仰いで以て武威の嚴を察すべし」と結むである。此と同時に支那人にも諭告を發して、南蠻に騙されて彼等が渡船の便を計る勿れと嚴達した。

その次は支那船乗組の所刑であつて、外船に對する注意と共に、訴人制度の運用を示す一

例である。正保元年(1640)小哥八兵衛といふ日本名ある支那人林友官なる者が、日本刀密輸出の罪で死刑になりかけた。彼は刑を免れる爲に、キリシタン訴人は罪を減せられるといふ制度を利用して、その年廣東から來べき船にキリシタンの乗組あることを訴人した。そこで八月に入津した支那船を搜索し、又拷問した結果、乗組の中六人の支那人がキリシタンたる證據が擧つた。そこで事を江戸に報じ、井上筑後守の家來が出張して處分する事になつたが、その支那人キリシタンの中で、黄五官、楊六官といふ二人が又、自分の死を免れる爲に、次に來る支那船にもキリシタンが乗つてゐる事を告げた。そこで待つてゐると、十一月に來た支那船に又五人のキリシタンある事を發見し、彼等を投獄した。それから此の訴人をした三人を江戸に召出し、色々尋問し、彼等の忠節(即ち反間變節)を認めて、宗門改の目明に任用した。投獄の九人の中二人は牢死し、七人は穴つるしで殺された。此の三人のころび者はそれから約四十年間、支那人に對する目明として勤務したが、その後は支那人目明役をおこなつたといふ。

正保の蠻船騒動、九州の總動員

此に次での正保の蠻船事件は、最も大袈裟な騒ぎを演じた滑稽悲劇であつた。それは先の金鰐次兵衛一件と同様、北九州全體と四國一部との動員をやつたのである。正保四年(1647)二艘のポルトガル船がゴアから來た。その本船の長さは廿八間、幅七間、深さ八間だと記してあるが、さすれば二千トン以上の船と見るべく、それから百五十年後、トラファルガー海戦でのネルソンの旗艦より少しく小さい譯で、どうしても誇大に見た結果に外ならぬ。現にそれから二十六年後、延寶元年(1683)に來たイギリス船は、内部までも臨檢して、長さ十九間、幅三間四尺七寸、深三間とあつて、約五六百トン、その頃の通常の大きさであるのを見ても、正保の蠻船の見積が誇大なるを知るに足る。又二艘に備へた石火矢は外から見た分で四十六挺、乗組四百五六十人だとして、總て誇大である。つまり畏怖心からして船内の臨檢もせず、誇大に見て大騒ぎをしたのである。此の二艘が入港して長崎は大騒ぎとなり、急使を江戸に出し、九州諸侯が出兵して警固する事になつた。その物々しさは左の如く警固の大袈裟なものに見られる。

筑前福岡城主

松平筑前守

陣所 西泊、戸町、立神、飽津

人數一萬千七百二十人

内四千九百五十四人水主

船數四百五十艘

内六十一艘早船

肥後熊本城主

細川肥後守

陣所 外木鉢船橋の東

人數一萬三百一人

内四千八百九十六人水主

船數三百二十艘

内八十艘早船

肥前佐嘉城主

鍋島信濃守

陣所 深堀、高鉾、香燒島

人數八千三百五十人

内三千三百五十人水主

船數三百二十一艘

内三十艘早船

上使伊豫松山城主

松平隱岐守

陣所 船橋の東西

人數六千三百十一人

内二千六百五十人水主

船數九十三艘

内五十四艘早船

同伊豫今治城主

松平美作守

陣所 船橋の東西

人數千百九十人

内五百六十八人水主

船數八十艘

内十一艘早船

筑後柳川城主
立花左近將監
陣所 香燒島の後
人數三千八百七十人
内八百人水主
船數九十艘
内十一艘早船

肥前唐津城主
寺澤兵庫頭
陣所 内木鉢
人數三千五百五人
内六百八十人水主
船數九十艘
内五十一艘早船

豊前小倉城主
小笠原信濃守
陣所 戸町大浦の間
人數二千七百七十八人
内三百五十人水主
船數八十艘
内十五艘早船

肥前大村城主
大村丹後守
陣所 大浦長崎町惣見廻り
人數二千六百三十人
内千二十一人水主
船數三十艘
内十艘早船

肥前島原城主
高力攝津守
陣所 戸町の邊
人數千百人
内五百三十人水主
船數三十艘
内十一艘早船

惣人數合五萬二千二十八人
内一萬九千二百九十五人水主
船數千五百八十四艘
内二百九十八艘早船

つまり軍船千二百八十六艘、戦鬪員三萬九百三十三人の大警備で、長崎港の内外、海陸を船と人とで埋めたので、陣容堂々、此では如何なる蠻船も畏服するとの寸法であつた。而して此の人数や配置がどの記録にも詳しく存し、且つ繪圖も少からず残つてゐる事を見れば、餘程の誇として武威を内外に示し得たといふ考であつたらしい。然し各藩出兵の人数と船數との比例などを検査して見ると、大小取ませ、やたらに人数を配置したものだといふ事を知るに足る。その時の記録にある通り、「士卒四萬九千餘人、港の内に居あまりて、津口の外、浦々島々まで、諸國の陣所にあらざるなし。……長崎町々の騷動大形ならず」、兎に角天下の一大事といふ有様であつた。

此だけの出兵でもまだ不安心であつたものか、蠻船の出勤を防ぐ爲に、港口の岩から岩に鐵鎖を張り、その上に材木などを積むで、航路を閉鎖してしまつた。此は半ば迷信的畏怖心から出た事であつた。即ち曰く、

されば蠻人は妖術を事とする習なれば、いかなるしわざしてか走り出でなんもはかり難しと、諸大將詮議ありて、則ち津口……四町ばかりの海上に、船筏をならべ、もあひの大綱を入れて、上に歩みの板をしきならべぬれば、人馬往來せし有様、黒船よりはうち眺めて、今は遁れぬ身の、露も波のあはれときこえばや、云々。

蠻船の入港したのは六月廿四日(陽七月二十六日)であつたが、先づ此の如き警備をして、七月一杯は江戸からの指令を待ちつゝ、無爲の間に過ぎた。若し焼拂ひといふ事になれば一戦は免れないと、武士達は「必死の覺悟」をしてゐたといふが、かなり安價な「必死の覺悟」であつたらしい。「彼等は石火矢あまたある事なれば、誰が身にか受けとめて、はやく苦海を渡りてん。あす知らぬ世の名殘惜みにとて、おのゝ酒くみかはし、思ひゝに故郷への文したゝめ、かたみ送りなどするもあり」。此等の手紙がどこかに残つて居れば、各藩勇士の覺悟も伺はれやう。然しその間には、遊所その他小商人が思はぬ利潤を得たといふから、「決死の覺悟」の間にも、英雄の閑日月はあつたものと見える。

かゝる緊張の中に四十餘日を経て、江戸からの指令は八月上旬に長崎へ到着した。その指令には「此黒船は亞媽港の使船にして、兼々の罪を謝し、前例の如く日本渡海免許あらん事を

願ひ訴ふる使なれば、猥りに誅し難し」といふので、再び来るなといつて追ひ出して了へといふにあつた。此で見ると、七年前の誅戮は「猥り」にしたのか、又は使節と見なさなかつたか、前後の矛盾があるが、先度の狂暴が多少良心につらかつたのであらう。兎に角「戦争」にならずに済むで、長崎市民は安心したであらうが、勇士達の失望は思ひやられる。それは兎に角、閉塞を解いて蠻船が港外に出たのは八月六日、入港以來二十六日であつた。此の五週間、長崎のみならず、江戸政府を始め、九州諸藩の緊張は異常であり、且つ財政上の負擔も思ひやられて同情に値する。然し此も惡夢を拂ふ爲の代價であつて、随分高價の夢であつた。

キリシタン恐怖の社會的惡夢

此の一件の始末を觀察して、その社會心理を考へて見ると、今日の我々には不思議な様であるが、此に似た現象は可なりどこにもある事で、つまりは畏怖心から出た社會的惡夢。ネロ帝の時、ロマ大火の後のキリシタン虐殺、ロンドン大火後のオランダ人侵入騒ぎ、近くは關東地震の朝鮮人騒ぎの如きも、似通つた現象である。但し正保の大動員は元和偃武以後三十年、徳川の威令が益々加はり、世は泰平を謳歌してゐる時に、ふいと現れた二艘の船で大騒ぎ

をしたといふ點に特色がある。而して此の如き椿事の突發は、要するに「切支丹妖法」といふ畏怖猜疑が、五六十年來社會の痼疾となつてゐた爲に外ならぬ。身體は丈夫な様でも、肺尖に少しの故障ある者が一時の風邪で俄に發熱するに比し得やう。然し病は實は肺尖にあつたのでなく、腦髓にあつたのである。兎に角七年前の殺戮が亂暴ならば、正保の大動員は滑稽に外ならず、その滑稽を大眞面目の決死の覺悟でやつた所に社會心理上の興味がある。

それから後、延寶元年(1783)のイギリス船入港、貞享二年(1785)に天川船が入港して漂流民を送つて來たこと、寶曆六年(1786)呂宋からの漂流民送還など、外國船の來る毎に恐慌を呈してゐる。此等漂流民の申分には、今から見れば疑はしい點もあるが、長崎奉行は只々外國船を追ひ返せばよろしいといふやり方であつた。又彼等には漂流民など態々送つて來るに及ばぬ、「如何様共、其方共心儘に相計ふべく、向後共に決して此方に蠻船を差遣すまじく」と嚴命してゐる。つまり日本の漂流民がどうなつてもかまはぬといふので、外船が來ない様になりさへすればよかつたのである。

「結着鎖國は禁教の必然の結果であつた。そしてその元をたゞせば、外國外教に對する猜疑と畏怖との產物であつた。畏怖には憎惡が伴ひ、始は疑つてかゝつた事も確信となり、それ

が憎惡と一つになつて固定觀念の形で人心を支配する。徳川氏の禁教と鎖國とは、先づ自己の權力を安固にしやうとする爲政者が、此の如き固定觀念に支配せられ、それを人民一般にも植えつけたのである。即ちキリシタン禁教が歩を進めて、訴人、懸賞、五人組連坐等あらゆる手段が用ひられるに従つて、キリシタンならぬ一般人民にとつては、キリシタンそれ自らよりも、此の如く何時何人の上にもふりかゝるかわからぬ恐ろしい罪狀が常に惡夢となり、而してそれはつまり、外國バテレン、キリシタン信者に對する畏怖憎惡として心に固着するに至つたのである。此の如く上下舉つて外國外教に對する固定觀念を抱く様になつて、社會全體が一種の惡夢に蔽はれたので、今述べて來た外國船に對する亂暴狂態は、此の惡夢裡に生活する者の盲動であつた。而して此の惡夢状態は、鎖國生活の中に益々慢性的痼疾、連續的戀態となつて、幕末開國問題の起るまで續いた。嘉永、安政の間に於ける黒船騒ぎは、つまり正保延寶の頃に於ける蠻船騒ぎの再發であつたのである。

支那書の檢閲、禁書目録

外國に對する危懼は、人の輸入の外に書物の輸入を見張る意味があつたので、手紙の傳達

すら死刑になる位であつたから、書籍に對する監視も同様で、禁書目録を全國に公布すると共に、新に輸入になる支那書をも一々檢閲したのである。禁教政策の結果として傳道用の書物を禁止するのは當然の事でもあらうが、段々鎖國心理に陥つた當局はそれでは不安を感じ、書物全體としては地理でも天文でも、又數學でさへ、その中にキリシタンの名目又は西洋の事を書いた物なれば之を禁制したのである。それは何年の發令であるか確めないが、五月雨抄には、武徳大成記の編纂と關係してゐる様に記してある。(大成記の中には痕跡はない)。さすれば貞享二年(1685)頃で、立案者は木下順庵等であらうと思はれるが、兎に角貞享以後三十二種(後六種加はる)の漢籍を禁書として、輸入や貯藏を禁じ、それを大きな版本に刻して書肆其他に告示した。只此等書籍のみならず、他の何書でも左の字句のあるものは禁じたのである。即ち、

天主、 耶蘇、 西洋、 歐羅巴、 利瑪竇、 利太西、 利山人、
 陽瑪諾、 湯若望、 游藝字子六、 景教、 尋學夷、 西學等、

であつた。此は大體支那から輸入する書物を目的としたので、それについては、序でに支那に於けるキリシタン布教の成行を觀察するが便利である。支那への布教開始は、サビエルの

宿願であつたが、サビエルがそれを果し得なかつたのみならず、その後繼者も之を果し得ず
 にゐたが、三十年を経てマテヨ・リッチ(Matteo Ricci)が入國の志を果し、南京から北京に入り、
 前後二十年の布教で確乎たる地歩を占めるに至つたのは、明の萬曆中期、即ち日本では慶長
 の始め、1600頃であつた。リッチはその名を漢字で利瑪竇と書き、天主實義といふ教理書二
 卷の外に、辨學遺牘、二十五言、崎人十篇(附西琴曲意)、交友論などの雜論や、數學書の幾何
 原本までも書き、朝廷の信用を得、民間にも勢力を得て、茲に支那布教の根柢を築き上げた。
 利太西や利山人はその別號であつた。それから有爲な後繼者が續いて、明末の支那は、キリ
 シタンの隆昌を見たが、陽瑪諾(Emmanuel Diaz)は四十九年(1610-59)の間布教をし、湯若
 望(Johann Adam Schall)や艾儒略(Giulio Aleni)など、何れも四十年前後の布教者で、日本で
 は丁度禁教迫害のひし〜と迫る時に、支那でゼスス會の教師等は、布教と學術の事業を興
 し、北京の天文臺もその間に出來たのである。艾儒略の著書たる西學凡は西洋教育の礎であ
 り、職方外記は萬國地誌であつた。従つて、教理書の外に、下に記す日本で禁書になつた天
 文、數學、地理などの著書も澤山出來た。清朝になつてからも、康熙朝廷の信用も篤く、同様
 の勢でつゞき、後にフランシスコ會などの教師が來て、ゼスイトが支那在來の儀禮に妥協し

過ぎるといふ攻撃を始めた爲に、雍正の朝に、その二年（1724）、禁教令が出るまでは、支那に於ける布教興隆の時期であつた。
此の如き次第であつたから、禁教鎖國に熱中してゐた徳川政府が、支那から來る書物の中に、キリシタン物のあるを知つて、之を禁止したのは自然の勢であるが、それにしても、宣教師の名の外に、地理的に西洋の名ある書物を盡く忌避したのは、神經過敏の結果に外ならぬ。而してその禁を勵行しては、天文數學の書物までも禁するに至つたので、禁書は、一々懸板に記して書肆の店頭に掲示し、其書目は終に三十八種に上つた。即ち左の通りである。

- | | | | |
|-------|-------|------|------|
| 天學初函 | 畸人 | 西學凡 | 辨學遺牘 |
| 幾何原本 | 天學原本 | 天文略 | 代疑篇 |
| 三山論學記 | 唐景教碑附 | 天主實義 | 職方外記 |
| 同文算指 | 困容較義 | 勾股記 | 計 閑 |
| 十 慰 | 交友論 | 七 克 | 萬物旨原 |
| 彌撒祭義 | 泰西水法 | 袁度說 | 教要解略 |
| 聖記百言 | 二十五言 | 靈言蠶句 | 況 義 |

- | | | | |
|--------|------|-------|------|
| 渾蓋通憲門記 | 明量法義 | 筒平儀說記 | 滌平義記 |
| 合掌論 | 滌罪正記 | 福建通志 | 圮 緯 |
| 關邪集 | 寰有詮 | | |

右は懸板によつて記したものであるが、他の記事と比べて見ると、測量が明量となり、地緯が圮緯になるなど、後代になるに従つて、わけ分らずに并べて掲示してゐたことを示してゐる。且つ題號だけで見ても、その中に本當の教理書は却て少数で、過半数は數學や地誌であるが、その中に少しでも西洋や神教の記事ある爲に禁書となつたのである。それ故八代將軍の時になつて、天文方から嘆願したので、幾何原本以下八種だけ數學天文書類の禁を解くに至つた。

此の禁書目録を見ただけでも、神經過敏の程度、鎖國病の状態は伺はれるが、初めの三十二種に加はつた六種（それに又追加がある）が禁止になつた事情を見ると、滑稽至極の愚を表してゐる。例へば寰有詮といふ書は、天文や地誌で書もあるといふ、貞享二年（1685）に來た支那船にあつたので、その中に「邪宗門の文句有之」といふので、書物は燒棄て、一般の人間も積荷もそのまゝで積戻させた。それのみならず、その文句を發見した役人向井元升といふ者

は、その御褒美として切米三十俵、二人扶持を貰ふ様になり、それから書籍改役を命ぜられ、實子がないので、養子相續まで奉行の世話になつて大得意であつた。又地緯はその翌年輸入した純然たる地誌であるが、その中にキリシタン國を賞めた文句があり、一二箇所宗門の記事があるといふので焼棄て、而して禁書の中に加へたのである。福建通誌も同様、その中に天主堂の圖がある爲に禁書に加はつた。

此の如く禁書目録に載せられるまでに至らずとも、輸入と共に焼棄になつた書物の名も大分記録に残つてゐるが、その中に教理書かと思へるもの一二の外、地誌や詩集もある。例へば西堂全書集(二十六冊)の中には、西洋に關する詩があるといふので焼棄になつた。名家詩觀、明詩稿なども事由は記してないが、同様であらう。地誌の中で蘇州府志には、中に録してある碑銘に信仰の文句があるといふのである。又帝京景物略といふのは北京名所圖繪であるが、その中に利瑪竇の墓や葬式の事があり、其他は一向差支ないがどうしませうと、長崎から江戸へ伺つた。その署名者は春徳寺と役人二人であるが、蓋し大切な問題として扱つたので、三人は大體差支ないと考へて、その旨まで書中に記したのであるが、それでも江戸からの指令は焼棄であつて、それは元祿八年(1695)の事であつた。

此の如き滑稽な禁書制度、それに伴ふ煩瑣の手續、皆鎖國心理の産物であつた。他にどういふ有用な記事があつても、一二箇所キリシタン關係の記事があれば、全部を焼棄するといふ様なやり方は、始はキリシタン畏怖から起つた一種のタブウであるが、後には他國の事は知らうとも欲せず、他國の地誌など焼棄しても、一向惜まぬといふ鎖國裏の自己満足の心状態をも表してゐる。その反動として、外國に關する知識の渴望が起り出した端緒は、新井白石の作にあるが、一般にはまだそれ程でなく、幕末に至つて始めて澎湃として起つて來たのである。鎖國心理の瀰蔓は二百餘年に互り、その間に大多數の人民は井底の痴蛙になつてしまつた。

第三十一章 最後の追究、剿滅と潜伏

剿滅方法の變遷

井上筑後守が宗門改役在職二十年の間に、搜索檢舉は全國に普く、殆ど遺孽なきやに見えた。然るに明暦三年(1657)、意外な大事が大村領内に露顯して、第二の島原亂でも起るかと思はれた。その結果は六百人の死刑で終りを告げたが、その詳細は後に譲つて、丁度此の事あるを機會にしてか、井上は老年の故を以て退職し、北條安房守が之に代つた。此から以後が愈々追究剿滅の時代で、苟も教徒の残つてゐるさうな地方には、草を分けての搜索を行ひ、且つ益々宗門帳や類族調の方法を綿密にするに至つた。此の時代は明暦から寛文の終り頃まで(1658-1670)十数年間に亘り、それから後に制度は嚴密に守られたが、寧ろ形式として行はれたものである。然し「潜伏」に示しておいた如く、潜伏が處々にあつたのみならず、キリシタン妖法がどこかに潜んでゐるやしないかといふ惡夢が全國上下を蔽ふて、二百餘年の鎖國に瀰蔓してゐた。

井上筑後守の宗門改は不言實行風の點が多く、着々檢舉して改心させ、而して改心を誓つた者には又他の宗門者の處在を告白せしめ、所謂る芋づる式に搜索したらしい。賞金や五人組制度の如きも、前からの慣例のまゝで、敢て改めたり、新法令を出したりしなかつた。然るにその次の時代になると、法令の發布が多く、同じ様な制度でも少しづつ變更し、變更毎に高札や奉書で發布して、偏に制度の完備を期した様で、終に貞享四年(1687)の綿密な類族調制度で殆どその頂點に達した。但しその後元祿年間には若干の法令は出てゐる。即ち此等の制度が、段々完備した頃は、その實際の必要は段々少くなり、只形式を守つて、キリシタンはもうゐないといふ安心の種にする位であつた。例へば、キリシタン禁制の高札は改元毎に書きかへるとか、又は古くなつたものは時々新しく書きかへるとかいふ類であつた。訴人賞金の事も、金額は延寶二年(1674)に増額して、銀五百枚として最高額になつたが、その高札を正徳元年(1711)に年號を新にして、それから徳川時代を通して同じであつた。

改心誓詞、寺請證文、類族調

禁教制度の上で、ころむだ者の改心誓詞、寺請證文、五人組連坐などは、長崎で時に應じて

始めたことが、一般の制度として段々綿密に行はれる様になつた。例へば改心證文は、寛永十二年(1635)長崎で始めたものであるが、それは後に所謂「南蠻誓詞」の分だけで、「日本誓詞」はなく、先づ自分がキリシタン宗を棄てること、今後他人に勧誘などしないと誓つて、最後に曰く、

上には天公デウス、サンタマリヤを始め奉り、アンジヨの御罰を蒙り、死てインヘル野と云ふ獄所に於て天狗の手に渡り、永々五衰三熱のくるしみを請け、重て又現世にては、追付けラサル(癩病)になり、人に白癩黒癩とよばるべき者也。おそろしきシユラメント如件。

此は随分變なもので、今信仰を棄てると誓つてゐるその宗旨の神かけて誓ふといふ形であるが、後には此に「日本誓詞」を加へ、「梵天帝釋、正八幡、大小神祇の罰を蒙る」といふ様に、兩方に誓を立てさせるに至り、文言も全體で非常に長いものになり、中には用紙に熊野牛王ゴウの印紙を用ひたのもあり、つまり只何かなしに丁重にするといふ意味であつたらしい。

此と同様寺請證文も、先に第二十七章に述べた如く、江戸で迫害のあつた時、人民自らの方で佛寺の證明を貰ふ様になり、それから長崎等でも、同様の事の外、キリシタンを棄てると共に佛教に歸する爲に、一定の佛寺を旦那寺とする様になつた。それが段々他にも及び、キリシタン關係のない者でも、身分の異同には所屬寺院の證明を要する様になり、明曆二年(1653)の令には、總ての事第一に宗旨の吟味をする爲に寺請證文を要する事となつた。

宗旨の儀、請人(保證人)を取り、能々吟味、請狀にも出入させ、寺請狀をも取り、残る所なく念入るゝに於ては、宿に咎なく候間、赦免せしめ、請人に懸くべし。家主不念(吟味を盡さぬ)の儀之あり候て、捨て置かば、勿論請人同罪たるべき事。

此と同様、寺請等の検査をせずにキリシタンに宿をし、又は家を貸さば、五人組も連坐するのであるから、五人組にとつても寺請證文が重要なものになつた。此から後、婚嫁、雇人、何でも皆寺請證文を要する事になり、従つて旦那寺の坊主が結婚問題にまで干渉する様になり、此れ亦種々の悲喜劇を生むだ。

寺請證文の自然の結果として、平生旦那寺に供養すること、定期に墓參をすること、年二季に佛壇の前で法事を營む事、死人の檢相、葬式の執行、その他あらゆる佛事について、佛教の寺がその擅家に對して監視の權を執行する様になつた。此等もいつ法令で定めたといふ譯でなく、自然に行はれた事が法律的効力をもつ様になつたので、大抵明曆から寛文の間にかけて、綿密又嚴格になつた。

又所謂る類族調の如きも、キリシタンを誅戮するに當つて、男子は同罪、女子は監視つきといふやり方で始まつたが、改心棄教した者については、別段の規定はないながらに、勿論監視した譯である。それが段々年月を経て、刑死者又は轉宗者の子孫にも監視を及ぼす様になつて、子孫をどこまでどれだけ監視するかといふ制度が出来た。此も徐々に出来たのであるが、その整備は貞享四年(1687)、即ち島原亂後五十年の類族改め法であつた。此は九ヶ條と附屬三ヶ條二通とで、詳細なものであり、その中には前に記した旦那寺の權限なども規定してある。その規定の大體は「潜伏」二九二頁以下に記し、又息距篇一に出てるし、又一々記述する必要もないから略するが、兎に角綿密殆ど苛察の法規であつた。特にこの法規の出来た時は、キリシタン本人といふ者は勿論、その子も殆ど生存せず、孫や曾孫の時代になつてゐたのであるから、監視の必要は全體としては稀薄になつてゐた。然るに其の様な綿密の法規を作つたので、各藩の宗門改は、此の類族調を年二季に機械的に繰返して、その閑散な時間をつぶしてゐた形になつてゐる。序でに記しておくが、宗門改役は中央でも島原亂後に出来たと同じく、各藩でも始は専門の役所はなかつたのであるが、寛文四年(1664)になつて、祿高一萬石以上の大名は、宗門改の役人を設ける義務を負ふ事になつた。その前にも此の如き設のあ

る藩もあつたが、これからして諸藩各々大小種々の宗門改役所を設け、多くは全く用事も無い官僚組織を備へて、右の類族調の書類にいくつとなく判をつけてゐたのである。

此等の制度組織はそれが完備した頃は、多くはそれ程の必要が存しない様になつてゐたものであるが、それでも今後のキリシタン發生を防ぎ、殘存を剿滅する爲に必要だとして制定したものであつた。當局者にとつては、今後に處する爲に必要だと信じた爲であり、即ちその反面には、大抵剿滅したものの、どこに残つてゐるか分らぬから、少しも油斷は出来ぬといふ憂慮もあつたのである。但し何れの官僚政治にもある如く、此だけ細心の注意をしてゐますと、上司へ知らせればよかつたのであるから、年月がたつと共に、機械的に調べを繰返し、改帳に年二回に役人等が判をつけて、それで安心といふ工合になつて來たのである。

大村の「郡崩れ」

美濃、豊後等の檢擧と處分

宗門改の制度は、此の如く段々官僚的常套となつて來て、爾後二百年間の機械的行事になつて居たが、それでも北條安房守が第二代目の改役となつた時は、大村で數百人のキリシタ

ンが現れたといふ大事件で緊張し、それから十数年、寛文の末までは、中々検擧が多く、いはば島原亂爲の追撃戰、キリシタンの追究時代であつた。

そこで大村事件は、召捕になつた者が郡村を中心としてゐたので、「郡崩れ」^{にほりくづ}として知られてゐるが、明暦三年(1657)秋の事であつた。郡村に七十五歳の一老婆があつて、一岩窟の中でマリヤの像を祭つて信者を集め、又その十三になる孫がキリシタンの御代を興す天命を受けてゐるといひ、その年の十一月十八日には天地が一異變を起して、それからキリシタンの「よか御代」^{よかみよ}になるといふ豫言で信者を糾合してゐた。つまり迫害の中にあへぎつゝある者が、苦しまぎれに天來の異變を望み、又信じたので、その孫が御代をとるといふのは、丁度二十年前の天草四郎の例を、そのまゝに取つたのである。然るに、その信者の一人が、輕卒にその事を長崎にゐる知人に告げたので、それから奉行の耳に入り、^(陰曆十月八日)直に逮捕を始め、郡を中心到大村全領に亙つて二ヶ月餘の間に六百八人の男女を捕へ、女小供は多く佐賀、平戸、島原の牢舎へ送り、男子は大村と長崎とに分置して吟味を進めた。第二の島原一揆だとして大騒ぎになつた譯であるが、翌明暦四年七月廿七日(1658八月十五日)、多數を大村と長崎とで斬に處した。數字を擧げると左の通りである。

斬	罪	大村	長崎	佐賀	平戸	島原	合計
一三一	一三三	三七	六四	五六	四一一		
牢	死	二六	一〇	二四	九	九	七八
赦	免	四四	一五	一七	一九	四	九九
在	牢	八	一一	〇	〇	〇	二〇
合計		二〇九	一六〇	七八	九二	六九	六〇八

事件はそれで済むだ譯であるが、女子供までつかまへ、その大部分を處刑するのみならず、終生投獄したものの中には小供が多かつたのを見ても、當局が如何に島原亂の再發として重大に視たかを知るに足る。而してその投げた波紋は可なり大きかつた。即ち事件を重大に見る事と、新任當局者の熱心と相合し、各地に更に檢擧が始まり、井上筑後守時代には、多く小口の檢擧をやつてゐたのに反して、今度は一地方に亙つて一網打盡式の逮捕刑戮になつて來た。それは主として九州特に豊後と、美濃尾張であつたが、九州の方では爾來十餘年つゞいた。豊後の方は代官や各藩で逮捕したので、總數五百餘人に上るが、その處分は多く長崎奉行で司り、殆ど半數は死刑になつた。此等は「潜伏」に叙しておいたから之を略する。

美濃尾張の方は、尾州藩の地で、逮捕は藩で行ひ、處分は藩でもしたが、又江戸送となつて、

宗門改役に移されたのもあつた。その重要なものを列挙する。

寛文元年(1661)三月、美濃國惠那郡志保、帷子の二村で廿四人を召捕り、つゞいて犬山方面で約六十人、諸村から十人二十人と大分の數に達し、その中二十三人は江戸へ送られた。

寛文三年(1663)、尾張一宮の近邊高木村で七十人召捕、數ヶ月監禁。此高木村は、先に寛永八年(1639)、パウロ兵右衛門等九人が殺された地である。

寛文四年の末(即ち1665始)、名古屋で二百人斬首。その場所は千本松原といふ刑場で、後に榮國寺を建てた。

同じ頃に、美濃笠松の木曾川堤で數十人を斬首した。その跡には大白(即ちダイウス)塚といふのが残つてゐる。その中には「歴々の人もありし由、皆悦んで討たれける由」と傳へてゐる。

寛文七年(1667)、約二千人逮捕、その中可なり多くが名古屋で斬首。

元祿十年(1697)頃、帷子村の者三四十人笠松で斬首。

此の間に於ける逮捕で、キリシタンのあつた村々は濃尾兩州に互つて中々多いが、一々之を記さず、地圖で示す(巻頭地圖、右側下を見よ)。

此に依つて見ると、豊後、美濃、尾張の二方面で大體一緒に檢擧が始まり、寛文年間で元年、三年、七八年の三頂點がある。此で見ても、江戸から指令が出て、兩地方の當局を動かし、最

後の追究をなした事を知るに足る。且つ此外に、各地方の藩内で各々處分した數も可なりの多數に達すべく、其等の材料が今後もつと出て來れば、寛文年間に於ける追究剿滅の跡を總合觀察し得やう。慶長の大追放から、殆ど六十年、島原亂から三十年、宗門改の方法を盡しても、尙ほ此だけの潜伏が顯れて來たのである。

此後各地に實際どれだけ潜伏があつたか、今は確かめる方法はないが、九州にあれだけの潜伏が二百餘年間に互つて残つたことを思へば、各地方にどれかづゝはあつたに違ひなく、その痕跡を見る足る材料や傳説が、今に各地から出て來る。此等の材料は今日尙斷片的であるから、總合觀察は之を他日に譲る外ないが、各地で刑戮を免れて、潜伏殘存した者も、段々に父祖以來の傳を失して、廢頽し、消滅したものと考へられる。只西北九州では、一村一地方が「かくれキリシタン」として残つた處があり、幕末から明治初年にかけての大問題を惹起した。それは「潜伏」と「終末」とに叙した通りである。

シドチの潜入と監禁

そこで最後の潜入は、寶永五年(1708)のシドッチ潜入になる。此のシドッチ(G-B Sidotti)

はシシリヤ生れであるが、數年前からマニラへ來て日本語を學び、日本傳道の計畫を進めてゐた。此年の夏、特別に仕立てた船で日本に向ひ、大隅の屋久島に着いたのは八月廿七日(陽十月十日)、總て用意して來た日本服を着し、刀まで持つて上陸して獨り島に留まつた。島の者は異人がうろつてゐるのを怪しみ、役人に告げ、それから鹿兒島藩に通知し、藩の手で長崎に送られたのが十一月九日(陽十二月二十日)。長崎奉行は通詞の外にオランダ人や何かの助けで漸く尋問をしたが、宗旨はカトリクで、教を弘める爲に來たときいても、直には之が國禁のキリシタンだとは感じなかつたらしい。筑前大島でバテレンを捕へてから五十五年、國內でもキリシタンは大抵絶滅した頃で、長崎奉行も大分キリシタンといふ感じが鈍つてゐた事が、歴歴その問答などに現れてゐる。

それから長崎の牢に入れて一年ばかり、江戸との往復の後、シドチを江戸へ送つたのは次年の初冬であつた。途中は駕籠に閉ぢ込めて少しも外の見えぬ様にし、檢使通詞等二十六人で護送したのである。此が五十年前ならば一も二もなく死刑にしたのであらうが、江戸でも處分について一向見當がつかず、兎に角小石川の宗門改所に監禁して處分を評議した。その事をきいて、尋問の任に當る事を申出たのが新井白石で、彼は宗門改役からキリシタン書類三

冊(即ち井上筑後守が残しておいた書類)を借受けて、豫めキリシタンの要旨を研究して後、十一月廿二日(陽十二月廿二日)奉行所で初めてシドチに會つて、先づ來由を問ひ、段々西洋事情をきき質し、十二月四日(陽一月三日)第三回目に教理の事を尋問した。此時シドチは、今日は西洋の新年で、その日に自分の目的たる教法の事を聞かれるのはうれしいと述べたといふが、必ずしも元日といふ意味ではなかつたらしい。兎に角此の三回の尋問に於ける、シドチの態度言説が眞摯であつた事は、深く白石を感服せしめたので、白石は頗る同情を以て彼を見るに至り、その結果只監禁といふ事になつて、それから五年近くの間、小石川屋敷に幽閉せられる事になつた。

白石はその會見の結果を采覽異言で公にし、別に西洋紀聞といふ手控を記して自分に藏してゐたが、後者は明治になつて公刊せられるまで、水戸の息距篇第七卷等で幾分傳寫した外、世の見聞にふれなかつた。西洋諸國の事や天文地理の事をきいて白石が感服して、一部分之を公にしたのは、鎖國時代における日本の世界的知識の第一聲といふべき事であつた。その外にシドチの云ふが如く、布教傳道といふのは必ずしも侵略の爲でないといふ事を白石が認めたのは、實に禁教政策確立以來百餘年を経た當時に於ける新見地、傳統の固定觀念を打破

したものと云ふべきであつた。然し白石はその説を主張し公表したのでなく、その心持を以てシドチの處分に關する献策をしたのである。彼が從來の如く死刑にもならず、又ころびをも強ひられずに監禁せられたのは、白石の開けた見解の賜であつた。但し白石はその教法の事をきき、實に愚説だとし、地理や何かについての博識明敏と別人の感ある教を説いてゐると驚いてゐる。然しその愚説を外にして、白石はシドチの人物に感服し、シドチも亦白石に感服し又感謝したらしく、云はゞ雙方肝膽相照すに近いものがあつたのである。

シドチが小石川屋敷に幽囚の身となるには、キリシタンの教を傳へぬといふ約束の上であつたが、彼の爲に雜役をした長助と妻はるとが遂にその感化を受けて信者になつた。此の長助夫婦は、前に同じくキリシタン屋敷にゐた壽庵に事へてゐて、「ひそかに其法を授けられ」てゐたと告白してゐるが、壽庵といふのは第十三回の潜入でころむた廣東人（日本名三郎右衛門）であつたと考へられる（白石は別の名を出してゐる）が、さすれば生存中、一度立上からうともがいた人間で、やはり内心信仰を維持してゐたものらしく、而して元祿十年（1697）に死んだのであるから、長助夫婦は少くとも十數年間、キリシタン信仰を抱いてゐたのである。それがシドチの感化を受けたので、その告白に曰く、

此ほど彼國人の我法の爲に身をかへり見ず、萬里にしてこゝに來り、捕はれ居しを見て、我等幾ほどなき身を惜みて、長く地獄に墜ち候はん事、あさましきに（依り）、彼人に受戒して其徒と罷なり候ひぬ。此等の事申さざらんは、國恩に背くに似て候へば、あらはし申す所なり、いかにも法にまかせて、その罪に行はるべし。

つまり殉教の覺悟を以て告白して出たのであり、又その信仰も一日の事でなかつた事を示してゐる。此の申出は正徳四年（1714）の冬で、シドチ幽閉以來五年であつた。役人は、そりや又日本人にキリシタンが出来たといふので大に驚き、先づ約束を破つて教を傳へたシドチを責め、之を監禁した。シドチは此に於て「其真情破れ露れて、大音をあげてのゝしりよばはり、彼夫婦の者の名をよびて、其信を固くして死に至て志を變ずまじき由をすゝめたといふ。つまりシドチにとつては、弘く傳道する事は出来ずとも、一人でも洗禮を施し、アニマの扶けをなしたいとの考で、此夫婦に洗禮を授け、又彼等が信仰を貫徹し、殉教者となる事を願つたので、それが出来れば渡來の目的は達したわけ、自分も死んでよしといふ覺悟であつたのである。長助夫婦は別々に幽閉せられたが、長助はその十月七日（陽十一月十三日）に牢死し、シドチもつゞいて廿一日（陽十一月廿七日）夜半に死んだ。恐らくゼジュン斷食をしたのであらう。はる

の最後は傳はらぬ。シドチの墓邊にあつた一本の榎は、後までジョワン榎として知られてゐたといふ。

シドチの傳道用意

役人の不用意

シドチは孤島の上陸から幽閉監禁で身を終つたのであるから、傳道の活動は一つもなし得なかつたものゝ、白石と會見して多少とも教を説明したこと、又長助夫婦を感化した事だけでも、彼にとつては熱情の一片を貫徹した譯である。而して此に伴つて、長崎奉行始め、宗門改の役人すら、寛文以後僅かに四十年の間に、キリシタンについての知識を失つてゐた事が暴露してゐる。シドチを捕へてそれを尋問して、國禁に當るものだとは勿論承知しながら、ロマから來たと云はれて、南蠻やキリシタンとの關係について一向的確な見當がつかかなかつたのみならず、シドチの携帯してゐたマリヤやキリシトの像、クルス、カリス、デシビリナ、などについても、單に珍奇な品としてやはり見當がつかかなかつたらしい。當時の奉行所の記録、幕府への報告は、全文が息距篇七に出てゐるが、珍らしそうに一々見取圖をかき、又一々

「異國人に相尋ね候處」何々だといったと附記してある。「異國人」とはシドチ自身の事らしいが、五十年前の長崎奉行所なれば、一見してその用を知り、鵜の目鷹の目で見張つてゐたキリシタン祭器だと知り、よき獲物だと喜んだのであるに、それを一々異國人に尋ねても尙ほ見當がつかぬほど、キリシタンの事に暗くなつてゐたのである。今までの沒收品は澤山奉行所に貯へてあつたに違ひないが、役人等はそれ等に目を通すこともせず、又はこはいものゝ如くしまつておいたのである。又シドチの事をバテレンと稱せず、單に異國人と稱してゐるのも、注目すべき事で、つまり國禁のバテレンだといふ事を避けたがつたのであらう。

シドチは又大小十六冊の書物を携帯し、その中六冊を手放さずに讀むでゐたと報告にあるが、その書物の内容については何等の記す所なく、役人は全く無關心であつたらしい。此は云ふまでもなく教書であつたが、白石はその中の一冊はヒイタサントルムといつて日本紀事也と記してゐる。Vita Sanctorum 即ち「サントスの御作業」を讀むで、信心の鍛練と共に日本語の練習にしてゐたに違ひないが、奉行所の役人も通詞も、それが何書であるといふ見當がつかず、白石に對しては、日本の事を書いてあると報告したものらしい。此等の事、總て奉行所の役人が、キリシタンの事については段々に知識を失ひ、宗門改の事務を只機械的に御

役目として繰返してゐた事を示してゐる。

此に對してシドチの携帶品について注意すべき事は、傳道の目的を重じ、傳道用祭式用の物品を澤山に携帶し、食料品よりもその方を多く持つて上陸した一事にある。即ち先に記したイマゼ、カリス等重要祭器と書物の外に、メダイユ十、繪二十四枚、「横文字の反古」(多分オラシヨ類)二十四、祭服一揃、香具三、油(受膏に用ひる)一瓶などを携へてゐた。即ちおミサを修し得る外に、傳道用配布の爲の物品を揃へてゐたので、今までの潜入者も此と同様であつたに違ひないが、傳道の爲の潜入としては、此等が食料衣服よりも大切であつたのである。此の様な意氣込であるから、シドチは食料は極めて少量で満足し、(又水を飲まなかつたとある)、衣服は冬になつて寒いので、薩摩で貰つた一着の外、小日向の屋敷でも冬着をやらうといはれても、容易には受けなかつた。又小日向での牢舎の有様は、白石が實見して記してゐるが、大きな獄舎を厚板で三つに仕切つた一つに居、「赤き紙を剪つて十字を作り、西の壁において、その下にて、法師の誦經する様に、その教の經文を暗誦してゐけり」。彼は此の如くにして、六年の歳月を牢舎の中の信心生活で送つたのである。

西洋側では上陸させたので、日本に潜入し得たゞけは分つてゐたが、最後は不明で、多分殺

されたとなつてゐたのを、明治になつて始めてその結末を知つた。即ち此の頃國內の様子はオランダ人の時々の報告の外、西洋には通せず、潜伏信徒も全く母教會と音信不通であつたが、シドチの場合は眞に最後の潜入であり、又最後の殉教であつた(信を守つての牢死は殉教に數へられる)。而してそれから百五十年、慶應年間潜伏信徒の發見までは、キリシタン傳道史の中間白紙時代であつた。但しシドチが白石の心に蒔いた西洋知識は、その後の人心の趨勢と相俟ち、社會の變遷に伴つて、段々西洋科學の吸收となり、開國氣運の先驅になつた。傳道以外にシドチの潜入は徒勞ではなかつた。

第三十二章 儒者及佛者のキリシタン破折論

儒者のキリシタン接觸

キリシタン傳道開始と共に、先づ思想の上で之と接觸し衝突したのは佛教であつた。但しそれ等も單に思想信仰の事だけでなく、佛寺としての勢力關係、所謂の繩張問題も混交してゐた。而してその頃には、神道も儒教も、佛教の附屬の如き状態であつたから、各独自の立場でキリシタンと衝突する事もなく、従つて又キリシタンに改宗した者も、佛僧に多かつたが、神道家や儒者には殆どなかつた。秀吉の禁令には、「日本は神國なり」といふ前提で禁令を出して居、家康の禁教宣言にも神道の事を説いてゐるが、何れも兩部神道、又は類似の神佛一致觀を根據にしてゐたのであるから、獨立に神道としての衝突ではなかつた。却つてキリシタン側からは、ハビヤンの妙貞問答に於けるが如く、佛教と并べて、神道と儒教とを批評し、破折してゐるが、神道と儒教との側からは之に應酬する者もなかつた。

キリシタンと儒教との接觸が具體的に現はれたのは、慶長十一年(1606)當時まだ少壯の學

徒であつた林羅山が、松永頌遊(貞徳)に伴はれて、不干齋ハビヤンを京の寺に訪ひ、議論を上下したのが恐らく初めてであらう。その事は後に譲つて、その次には寛永二年(1626)伊豫で一儒者が洗禮を受けたといふ記事がある。此人は、前から「支那の哲學」とキリシタンの教とは同一だと考へ、德行を以て身を修めて來たが、終に一同宿の感化で洗禮を受け、立派なキリシタンになつたと傳へる。此年は中江藤樹が十九歳で伊豫の大洲にゐた時、後二十七歳で大洲を去る八年前である。大洲には可なりキリシタンが多く、又藤樹は母の爲にしもやけの藥を一キリシタンから貰つたといふ傳説もあるから、幾分キリシタンとの接觸はあつたものと見るべきであるが、右の改宗儒者とどう關係するか、勿論確定は出來ない。只藤樹の思想には、天地に對する孝といふ事が重きをなしてゐる外に、良知を同時に天地の支配者とも云ふべき天君と呼ぶなど、儒教思想には相違ないが、心持が餘程一神教に傾いてゐると見得やう。

その次は長崎の齋藤權内である。此人は他に所見はないが、寛永八年(1631)、長崎奉行竹中采女がゼスス會の教師アントニヨ石田を糺明した時、齋藤をしてキリシタンを論破し、石田をころばせやうとした企につれて記されてゐる。此事はヘレイラの報告にあるが、齋藤は

先づ石田に表面だけでも棄教せよと勧め、アントニヨが斷乎として之を拒絶したので、それから儒教を以て論破せんと試みたといふ。その論點はキリシタンのデウスといふも、畢竟は儒教でいふ太虚に外ならぬといふにあつた。それから又此國に住む以上、その支配者たる將軍に従ふのが道だといふ君臣論もしたが、石田は兩論點共之を排して自己の信念を主張した。その後尙他の一人が論破に來たといふが、儒者か佛僧かわからぬ。兎に角デウスと太虚との比較は、ハビヤンの妙貞問答にも、又後の儒者の論議にも現れてゐて、儒者との接觸の場合に多く問題に出たものと見える。

羅山と蕃山

羅山がハビヤンと問答したのは、まだ三十歳に満たぬ少壯の時であつたから、その意見の内容は此といふ程の事もない。然しその後家康に用ひられ、その朱子學を以て士分の教養を司る中樞人物となるべき此人が、少壯の時に既に、キリシタンに對して固く排撃の意見を抱いてゐたといふ事は、實際問題としても重要な事であり、且つその中には朱子學派のキリシタンと衝突すべき點をも含むのである。

處は多分四條坊門の寺であつたと思へるが、羅山道春は案内の貞徳と弟信澄と二人でハビヤンを訪れ、寒暖の挨拶が済むでから、そこにかけてあつたデウスの畫像について問を發したが、ハビヤンは「淺近を恐れ」て餘り答へない。それから「圓模の地圖」について問ふた所が、地の圓いこと、東と西と相通じて、東西ないことなどをハビヤンが説明した。羅山の批評には、上下東西を亂す愚論だと罵倒し、又地圓などいへば、天は圓にして動、地は方にして靜なる理に反するとして、全く理を知らぬ説だと貶してゐる。又「形如水晶有三角物」、即ちブリズムや、「表凸裏平」の銀鏡を見せられて、「如斯奇巧の器」は庸人を眩惑するのみだと一言で貶して、何も理を述べてゐない。又妙貞問答をも示されたが、徒に卑俗の言を以て漫に叫び騒しく罵詈したもの、蚊虻の如しと斷じて、内容には觸れてゐない。

只教理に觸れた點については、羅山は利瑪竇(Matteo Ricci)の天主實義を讀んでゐたものと見えて、利氏が天地鬼神や人の靈魂が始まつて終なしといふ教は不合理だと論じてゐる。次に天主が天地を造つたといふが、その天主を造つたのは誰だと問ふたに對して、ハビヤンは天主は無始無終だと答へたのを、「如此遁辭不辨而可明也」と斷じてゐる。此問は佛敎者も屢々キリシタンに出した難問であつた。それから最後は、天主と理と何れか前後かといふ問

題で、ハビヤンは天主は體で前、理は用で後だと主張し、羅山は理が先だと主張して相譲らなかつた。此は特に朱子學派の衝突點であつて、儒學風の破邪論者は、常に理を元としてデウスが造物主たることを破折せんとしてゐる。ハビヤンはデウスが物を造らうとする一念起る處に理があり、その前は體のみで無念無想だといふ説明をしてゐるが、此にはハビヤンにまだ禪宗風の考があつたしるして、中世神學の觀念實在論を自由に使用し得なかつた事を示す。兎に角此の論難は殆ど喧嘩の如くなつた所へ雷雨が起り、兩方とも大に興奮し、儒の太極とキリシタンの天主との優劣を互に罵り合つて喧嘩別れになつた。ハビヤンからは「非卿曹弱年之所知」と叫び、東舟信澄は「汝狂慢也」と答へたのだから、つまり「青二歳」「ばか」と罵り合つたのである。

尙一つ羅山について記すべき事がある。それは直接キリシタンの破折ではないが、彼が易に關して井上筑後守に送つた三通の書簡で、その中に兩者の思想傾向を見るべきものがあり、而して禁教政策に關係深い林家と宗門改役との態度を示してゐるのである。年次は明でないが、羅山は自ら老いたりといひ、井上に對しては「足下尙猶壯」と云つてゐるから島原亂後幾年かの頃で、井上が宗門改役になつてからに違ひない。井上はその頃易に興味を持ち、色々

研究して、易に基いた宇宙人生の圖象を自分で作つてみて、羅山の意見を求めた。羅山は易が宇宙人生の秘奥を示すもので、その中に數理(弘義)をも含むものあり、それが大切だといふことを認めはするが、その中にある倫理、即ち敬を等閑にして、數理に重きを置くのは危険だといふ意見で、暗に井上が數理から卜筮の術に走るのを警めたのである。井上は中々心服せず、數理發揮の大切な事を説いたらしく、羅山の書は三通で、最後のは特に長い。つまり易に對する井上の興味は宇宙的觀象にあり、羅山のは倫理であつたので、羅山がハビヤンを罵倒したのもその傾向から出たこと、而して井上がキリシタン論破に自然の理を説いてゐる意味が、又此往復にも現れてゐる。

次に熊澤伯繼(蕃山)は、集義和書、宇佐問答、三輪物語など、處々に斷片的にキリシタン論をしてゐるが、朱子學派の人と違つて、宇宙論などには關心せず、只キリシタンでも佛法でも、人心を迷はす道具、國を亡ぼす教だとして、治國の實際論をしてゐる。つまり實利主義の政治論から來た宗教有害説であるが、キリシタンは國を奪ふ道具だといふ一般觀念を自分の立場から裏書きしたに外ならぬ。而してその裏面には、當時の正統儒者が迂濶な理論を弄し、政府がキリシタン畏怖の爲にむやみに佛教を保護する愚に對する憤懣を含むのである。佛教を

西佛といひ、キリシタンを南佛と呼び、西佛南佛その規一だとし、人の心を奪はれるのが即ち國を奪はれるのだとするが如き、而して南佛を防ぐ爲に西佛を利用して、その西佛の滅亡も近きにあるから、その次は南佛に國を取られるのだといふ如き、何れもキリシタン論破よりも、寧ろ佛教に對する憤慨を漏してゐるに外ならぬ。その中にたばこを輸入し、日本の田畠を荒すのも、國を奪ふ爲の幻術だと論ずる如き、一見頗る幼稚の言であるが、當局者が、治國經濟の根本を忘れ、只管南佛を恐れる爲に、西佛を保護し、それで國財を消靡して顧みない愚を諷したものと見られる。此の如く蕃山はキリシタンを惡むよりも、寧ろ政府の愚を憤つたのであるが、幻術としては南佛の方が西佛よりも上手であり、今西佛を以て南佛を防いでも、五十年で亡びるのを百年に延ばす位に過ぎないとしてゐる。此の言論の中には、キリシタンが當時の佛教に勝れて人心を收める力を認めたとあるとも見得る。

西洋紀聞、三眼餘考、五月雨抄

新井白石のキリシタンに對する態度は、シドチの人物や知見に關する事の外には、その教理概略をシドチからき、取つて評論してゐるが、總て儒教の實際的道德主義からの評論であ

る。只デウスが能造の主だといふならば、天地萬物も亦自ら生れ、自ら存在し得ない道理はないといふ論點は、羅山の論點に似て、儒教の自然主義を代表してゐる。その他で、道德主義からの論點で面白いのは、天を祭るは天子の職であり、以下諸侯から庶民に至るまで上下尊卑に應じて、各祀るべき分あり、總ての人民が平等に直に天を拜すべしといふのは不倫だとしてゐる。其他一々論點は略して、最後に「その教の由て來る所、西天浮圖の説に出づ」と斷じて、要するにキリシタンも佛教の一變態だとしてゐるのは、先の熊澤蕃山と考へ方を一にしてゐて、儒教の道德主義と、宗教の信仰主義との差を明に示してゐる。

白石の西洋紀聞は公刊こそならなかつたが、學者の間には寫本で流布してゐたので、水戸の息距篇が之を収録する前にも、人名年代不明の「三眼餘考」といふ一書が、白石の論點に注脚を施してゐる。その最後の論結は、能く儒教の立場を明にしてゐる。曰く、

聖人の道は陽にして明也。光顯正大にして天地の間にあるものを有りとし、無きものを無しとす。至簡至實にして天地自然の大道也。……夷狄は陰にして晦し、眼前に天地自然の道あることを知らずして、目にも見えず、耳にも聞えずる事を臆度し、天地の外に苦樂の處ありと推測り、……未だ天地あらざる前の事を臆度し、天地も自ら成らず、是を造る者ありといひて、人の知らざる事を以て、蠢愚を恐嚇し、敬畏の念を生じて服従せしむ。……是れ其の人陰晦にして、光顯正大の道は、天下の同く知る所

を以て、天下と共に行ふの道なることを知らず、屑々として一己の私智臆度を主張し、自ら尊大にして、人に服従せらるゝ事を好むの私心より出づる也。

其から進んで、儒教の樂天とキリシタンの厭世とを比較し、人生には苦樂共にあるが、やはり樂の方が多し、それに關せず、キリシタンは特に人生の苦を高調して、人心を迷はすことを非難してゐる。

そこでこの光顯正大と陰晦神秘との對照に基き、キリシタンの傳道精神はつまり、我見私欲の産物だと論評したのは三浦安貞で、その著書五月雨抄（天明四年「1814」作）は、大部分は通俗のキリシタン物語であるが、最後に傳道心の批評をしてゐる。即ち儒教の如きは一國の外に出得ない教であるに反して、キリシタンの法は萬邦に弘めらるべきものだ、シドチが白石に語つたのは、聖人の道が自然の大道であることを知らぬ爲だといふにある。曰く、

聖人の道とは、昔王者の天下を治めたまひし道なり。故に廣むる事も黨をたつこともなし、君を君とし、父を父とし、彝倫日用の間に過ぎざれば、只ある者がある通りに行ふなり。天地の間に父子君臣夫婦兄弟なき國なければ、其互に相養する道あらば、我道を彼に廣むるにもあ（た）らず、彼と我と同じく其則にしたがふなり。……君子の道は、義といふものを重んずる故に、我身いかほど樂にありとも、捨て、鏝湯爐炭に甘んじて就くと成り。異教の道は我身死後の樂をせんとて、上にして君父、

下にして妻子をも捨て、是を無上と心得はべる。云々、

つまり傳道精神といふ事は、此の如き立場からは考へられぬ事であるので、キリシタン渡來の最初から、その傳道の動機目的について疑を起し、眞の目的は他にあるとして來た一般の固定觀念から出た斷案である。

五月雨抄の著者は、聖人の道を自然の道とする。此も一般の觀念に基いての論點である。然しその聖人の道が自然に行はれるとすれば、結着は教も要なき事になり、道教の立場に近くことは、此の著者には氣がつかかなかつたらしい。儒教者がキリシタンに對する時は、常に「自然の大道」を高調してゐるが、その觀念を一步進めて、背面から道教が儒教に迫つてゐる事は考へ及ばなかつたらしい。儒教も教を立てる必要は認めてゐるのであるから、教を立てるとすれば、儒教でいふ王者か、キリシタンでいふ御扶手か、何れを擇ぶといふ問題に逢着すべきであつた。

佛者の論評、破提字子

佛教者は早くからキリシタンと折衝した。その論議の諸點も記録にあるが、書物としてか

き記されたものは、徳川の禁教が始まるまでには出なかつたらしい。崇傳起草の宣言はあるが、論議でなく、上諭の形である(但し内容はキリシタン破折であるが)。論議としてキリシタン破折をしたのは、奇妙にも右に述べた羅山と喧嘩した不干齋ハビヤンで、彼はその年又は次年に棄教したらしい。その動機は不明であるが、此から述べる破提宇子末段の記述で見れば、彼は教會に對して不平を抱いてゐたらしく、又棄教して日蓮宗になつたかと思はれる點もある。兎に角棄教以後十五年餘になつて、元和六年(1620)、キリシタン破折の書破提宇子を著して、京都で之を印行した。此が實にキリシタン破折書の先頭であり、その後の破折論に殆ど根本的材料を供給した重要なものになつてゐる。而してハビヤンはその序文に於て、キリシタンの教理を、佛家も神官も能く知らないで、やい／＼云つてゐる爲に、却つて邪説の興隆を來すのであるから、自分は能くそれを知つて破折し、眞にその邪を顯すのだと氣焰を吐いてゐる。此は單に彼れの氣焰でなく、實際破提宇子が出るまでの破折論は、盲探りの様なもの、或は犬のいげ吠の如きもので、キリシタンにとつては痛みを覺えるだけの議論はなかつたのである。而してハビヤンは、二十餘年キリシタン信徒として、又教師格で人に教を説いた、その教説をそのまゝに出して、所謂七段の談義とし、その各について論破を

試みたのである。それでその後の眞面目な破折家は、此を材料にして、又各の立場で論破せんとしてゐる。そこでその七段の談論と論破の概要を示そう。

第一段は、デウスの實在、性能、デウスが慈悲憲法の主で、一切知恵の源泉たること、此をキリシタンが教へるまゝの言葉で四節に分けて記し、而して一々破折してゐる。その根本思想は、佛敎の法身超絶觀と儒者の天道觀などを一緒にして、キリシタンのデウスを待たずとも、萬物の本源は法性法身の「自然の道理」から出てゐるのだといふに歸する。その法性觀は、一面禪宗の唯心論や起信論風の眞如觀を主にしてゐるが、必しも之を徹底せず、特にキリシタンが、神佛といふも畢竟人間だといふに對しては、兩部神道や、吉田神道風の神佛觀を唱へ、恰も妙貞問答で破折した論據をそのまゝ倒用してゐる。又その中に、デウスがその様に萬事叶ひ賜ふ有力の主なれば、小西行長や明石掃部、又京の桔梗屋、堺の日比屋などをなせ見殺にしたかといふ様な通俗の論點をも交へてゐる。

第二段は、アニマに關する教理で、草木の *anima vegetativa* 禽獸の *anima sensitiva* 人間の *anima rational* を分つ教理と、それに關聯して、人間のアニマが不滅であつて、永遠の賞罰に與るといふ點である。此に對する論破の根據は、佛敎の唯一心觀にあるが、その一心が如何

にして萬化するかといふ點は只譬喩で説くだけで、頗る佛教の弱點を示し、それを助ける爲に、儒教で説く道心と人心との區別を引いてゐるが説明はない。而して賞罰については、永遠の罰といふが如きは、慈悲のデウスにあるまじき事だと論破してゐるが、それに對して佛教の因果應報觀に少しも觸れてゐないのは、奇異の感がある。因果から輪廻に及び、地獄、極樂に説き及ぼすと、キリシタン破折の力が薄らぐと見たか、又は儒者の批評にかゝらぬ様之を避けたのであらう。

第三段は、デウス自身は *Spiritual Substantia* であるが、その光榮を顯す爲にバライソを作り、そこにゐたアンジョが墮落してインヘルノが出来たといふ教。此に對する論破は、デウスが三世了達の知恵を持ちながら、アンジョの墮落を豫知せず、又は豫防しなかつた事の矛盾を指摘するにある。つまりデウスはアンジョを作り損つたといふので、キリシタンが常に困難を感じた點を衝いてゐる。

第四段は、アダムとエワとに關する教で、論破には、此こそキリシタンの教が淺から深に入らないで、段々淺に入るものだと痛罵し、エワがマサン(林檎)の實を食べたといふのを、「アマボシ談義」だと嘲笑してゐる。此點は井上筑後守なども強く用ひた論點である。

第五段は、科送り、即ち罪の赦に關する教理で、アダムとその子孫は、罪を悔ひ、その赦を求めたが、中々赦されないで、罪は人類全體に傳はつたといふ。此に對しては、つまりデウスは家を建てる大工が、材木を切り損つたので、それも長過ぎたなら直し易いが、短く切りすぎて、それを直し得ないのだと、頗る機智に富むた言ひ方をしてゐる。

第六段は、最も大切なキリシト出世の事であるが、その教の述べ方は極めて通俗の談義で、マリヤの懐妊、キリシトの誕生、クルスの死などを平叙したのみである。勿論キリシタンの談義にも、此の様な云ひ方をしたのであらうが、又贖罪(科送り)の意義や、キリシトがデウスで又人間であるといふ教理、従つて又三位一體の中デウスヒリヨの教などを特に避けたとも見られる。兎に角それに對する論破としては、キリシトの現はれるまで五千年の間、人間を放任しておいた無慈悲、マリヤの無垢受胎の不合理、キリシトが誅せられたのは至當だといふ様な諸點を極めて通俗的に擧げて、結着キリシタンは魔法幻術だと罵倒してゐる。

第七段は、十誡の事であるが、第二以下はよろしいとして、第一誡が最もくせ物だといふにある。即ちデウスのみを唯一の主神とするから、他の神佛を蔑視し、又君父にも背く様になる。キリシタンが他國を奪ひ取るのも此の爲で、つまりデウスのみを尊んで他を總て征服す

る教に外ならぬ。デウスは獨尊で我儘至極の神だから、私情の好惡取捨をするのだといふにある。

教理の論破としては右の七段で、要するに最も狹隘なユダヤ的唯一神教と最も放漫な禪的萬有神教とを對照し、而して論破の爲には、儒教でも神道でも借りて來て破折の材料としてゐる。特に著しいのは、第六段に述べた如く、三位一體の教に一言も觸れてゐないこと、從つて贖罪の意義やスピリトサントの感化、ヒイデスとガラサとの關係などは一つも述べてゐない。その他教會に關する教理にも觸れず、後段にバテレン等は高慢な奴だといふ攻撃をしてゐるのみである。ハビヤンが眞心から棄教して、眞面目に破折を試みたものか否やも、疑問にならないではないが、著者の見る所では棄教は眞心からの事と考へる。然し破折は必しも眞摯でなく、一寸通俗に通じ易い難點を擧げ、困難で又深い方面は態々之を避けたものらしい。妙貞問答の筆法に見ても、又破提宇子の論點に見ても、ハビヤンの人物は才氣に富むてゐたが、眞摯な人間ではなかつたとか見えない。禪寺からキリシタンに轉じた時も、又カテキストとしてキリシタンを學ぶ間にも、イルマンとして説法論難し、且つ佛儒神道を研究する場合にも、總て深入りせず、都合のよい點を拾ひ上げ、それを材料にして縦横の論談活

動をしたらしい。それであるから妙貞問答で佛儒神道を破折するに用ひた材料をそのままに倒用して、キリシタン論破に用ひたので、兩方共に漫罵に類する言論も少からずある。然し足利時代以來、佛教でやつてゐた宗論なるものも、多くは此類であり、ハビヤンがイルマンとして二十年働いた間に、屢々佛者儒者と論議を上下した場合にも、雙方共に同じ様な論難をしたに違ひない。林羅山が記して傳へた論難の如きも、その一例で、しまひには「青二才」「ばか」を交換した位であるから、ハビヤンは、その時代の風潮と、二十年間の習慣とで、此類の論難にのみ走る様になつてゐたと考へられる。然れば論難の不眞面目は、彼のみを咎め得ないことで、その後の破折論が、多くハビヤンを材料とし、ハビヤンに倣つたのも亦、時代の風潮に外ならぬ。然し兎に角、ハビヤンの人物が篤實といふ方でなく、才氣に走るといふ方であつたことは十分に見得る。

破提宇子は、右七段の談義と論破とに次で、雜事といふべき記述を附してあり、その中は又ハビヤンの態度經歷を見得る點がある。その中に種々の事でバテレンを惡罵し、一面は當時禁教政策の國で流行してゐた通り、キリシタンは邪宗門だとの觀念に迎合したと思はれるが、特に個人的にハビヤンに取つて好ましくなかつたのは、バテレン等の傲慢といふ事を告白し

てゐる。

日本に住する伴天連、イルマンのはごくみを、南蠻の帝王よりつゞけらるゝに、日本人は何として我本意に叶ふべからず、向後は日本人を伴天連になすこと勿れとの義にて、皆面白くも存せず、此本意に叶ふべからずと云ふは、何としたる心持にてあらんといふ事は、御推量あるべし。

此は前からの問題である日本人教師任命の事であるが、ゼスス會は初にはその任命をしぶつたが、慶長以後はしづらに適任者に授職して、日本人バアデレは十人に近かつた。それをハビヤンが此く云つてゐる所を見ると、いつまでもイルマンでおかれ、バアデレの下に就けられるに對して、不平を持つてゐた事を知るに足る。従つて彼が棄教の原因は信仰問題でもなく、又迫害の危険が迫つたのでもなく、個人的不平がある所へ、禁教の周圍をも見て、寧ろ飛び出して時勢に順應しやうとしたものと云ふべきである。二十歳近くの青春時代に禪宗寺を飛び出した彼は、四十歳頃に、世事の思慮から割出して、又キリシタンを飛び出したのである。此事尙は「人物」に詳述する。

そこでバテレンが傲慢なのは事實とし、又彼れの個人的不満も同情すべく、又は恕すべしとしても、恕すべからざる事は、彼が虚偽、少くとも故意の誇張を陳してゐる事である。即ち

バテレンの傲慢、又彼等が互に勢力争をする事を舉げ、その實例として、天川でバレンチイノといふ伴天連の總司が他の寺へ押寄せ鐵砲を打たせたといつてゐる。此はバレンチイノ(Diego Valentino)の日本司教後任となつて、それについてゼスイト以外の會と爭議のあつた事を耳にしての結果に違ひないが、それは彼の棄教後八年以上後の事で、彼がその真相を知る譯はない。それ故に「傳承」と斷つてはゐるが、さもまことしやかに、その爭議を大争闘の様に誇張したのである。

尙一つハビヤンが棄教後、日蓮宗に關係したかといふ事を先に記しておいたが、それはキリシタンの奇特(奇蹟)といふ事について、キリシタンの奇特など自分は見た事はないと述べ、その反對に日蓮上人龍ノ口の御難を引いて、眞の奇瑞とは此の如きものだと言を極めて記し、「高祖日蓮上人」としてゐる。高祖といふのは、その宗の人の口調だと見られるが、他方彼がキリシタン破折に用ひた佛教教理には、日蓮的と見るべき點は一向にないが、只法性法身の本佛といふ事を記してゐる。此だけでは勿論薄弱であるが、参考として記す。

兎に角ハビヤンの投げた波紋は可なり大きかつた。彼は始めて順序を立て、キリシタンの教義を公表し、その内部に居た者の言として、世間をして、キリシタンとはこんなものだと的

確に思はしめ、而して又世間の何人にも通じ易い様な理由を以て之を破折したのである。デウスと本佛との優劣論の如きは、何人も理解し得ないとしても、佛教の方が深遠玄妙だと肯かしめるには充分であつた。その他は、世間に迎合しないまでも、一般に抱いてゐる觀念を確める様に問答を案配してあつたから、彼の論難は、キリシタン以外の人にとつては、強い依憑になつたので、ハビヤンが序言に、知らずして批評しても無益だといふ廣言を裏書するに足つた。それ故その後に出たキリシタン破折は、皆ハビヤンの論を元にし、多少異なる立場を附加したものに過ぎなかつた。キリシタン七段の談義などいふ事も一般に用ひられ、術語も皆ハビヤンを襲用する様になつた。

南禪寺の雪窓と鈴木正三

ハビヤンと同様キリシタンを棄教してから書いた破折論には、澤野忠菴の顯偽録があるが、それは後に譲つて、佛者で破折を著したものが外にもある。その一つは正保五年(1648)に出来た南禪寺の雪窓宗崔の「邪教大意」と、寛文二年に印行(?)した鈴木正三の「破吉利支丹」とである。その外鈴木正三の「デウス」物語といふのがあるといふが、實物の存在は疑はしい。

「邪教大意」といふのは、藤田本では假名交文になつてゐるが、只キリシタンの教を平叙したのみである。此は關邪管見集の中に「對治邪宗論」としてあるのと同本で、又それは息距篇に收めてある漢文の「對治邪執論」と大體同じであるが、此には評論が加へてある。その著者雪窓宗崔は南禪寺の僧であるといふ事を、關邪管見集の編者は記してゐる。

此書の本文でキリシタンの教理を叙した分は、大體破提宇子と同じで、只少々オラシヨやヒイデスの解釋があるのと、又始に傳道の始末が略叙してあるのが違ふ。その評論の中で一寸奇妙な點は、初にキリシタンの由來を叙した後、之を評する中に、ゼスは元佛法を學び、之を盗むで變形したものだと言ふと斷じ、その證據として、最勝王經の「有王法正論名天主教」といふ文句を引いてある。而してデウスとは梵天、アンジヨとは諸梵衆、ハウチスモとは灌頂、ビルゼンとは比丘尼、キリシモは舍利、など皆佛教の盜用で、而かも眞如常住の理を知らず、外道六十二見の中の有見に陥つたのだとしてゐる。而してデウスが萬物の造主だとの教を叙した後にも、やはり佛法の玄妙をとり損ねて梵天王に留まつたものだとし、つゞいて日本の神佛を無視するのは五逆罪だと斷じてある。その他アンジヨの墮落、アダムとエワの話、キリシトの死などに就いては、叙述も評論も、破提宇子と大同小異で、最後にはキリシタンが同

門相愛し、他教を排するのは皆私情の結果、貪欲の産物に外ならずといふ評論で結むである。此等はキリシタン側から、特に禪宗を指して虚無論だとするに對抗した感があり、キリシタンの有見、我見を批評した點は、偏にアニマの救ひを重んずるキリシタンの信仰に對して急處を衝いてゐる。但し論議のやり方は随分疎放で、只高處から見下しての評論といふ趣があり、キリシタン信仰の心情的方面には觸れてゐない。

「破吉利支丹」の著者鈴木正三(1879-1955)は、禪の修養で鍛ひ上げた居士であり、此も禪宗の立場からの破折である。刊行は寛文二年(1662)とあるから、著者の死後である。全體は九段に分れてゐるが、第一はデウスが世界を作つてから何千年を経て、始めてキリシトが出世したといふ非理を駁し、佛教では諸佛が常に出世して世を救ふのと對照してある。第二には、釋尊直傳の直指人心見性成佛に對して、キリシタンの教は「實有の見を專として、念慮識情を増長する」ものだとするのは、先の對治邪執と同じである。第三には、日本の神々が和光同塵の垂迹たるを知らずして、之を人間と貶する誤を論じ、第四には、日月陰陽の貴ぶべき所以を説いて、キリシタンが之を蔑視するの愚を笑ひ、第五には、キリシタンの奇特と佛教の神通との異なる所以を論じて、神通とは奇蹟でなく、無念無想、天地と合するの謂だと

説明してある。第六は、アニマの教に關して、外道の神我にも劣る教へたとし、第七、佛教の一字不説は見性成佛の爲であるが、諸佛諸菩薩の出現は一佛の徳用に外ならずとして、徳用の不測宏大を力説してある。此は確に、妙貞問答同本(上四一二)の佛教批評に、阿彌陀佛の宏大身や、壽量品の無量劫などを嘲笑したのに應酬したもので、當時の宗論には、佛教同志の間にも能く用ひた論法である。第八は、三界唯一心、その一心が迷で苦樂を現するのは、苦、無常、無我、不淨の透見が出来ない爲だと説明してあるが、此は恐らく妙貞問答同本の始に、佛の三身とは貪瞋痴だと斷じたのに應酬したものであらう。第九は實際論で、國の教を守らず、寺社を破壊し、國法に背く者は終に滅するのは必然だとしてゐるのは、當時島原亂後、段々剿滅に近かつたキリシタンに對する追撃戦に外ならぬ。

此の二書の論點や體裁を見るに、目的は佛教者にキリシタンの何たるを知らしめ、而してその邪説たる事を合點させやうとするにあつたらしい。勿論佛教の教理を以てキリシタンを破するのが目的であつて、佛教については教を説明するよりも、始からその眞理を前提とし、而して經文を引用して證典としてゐる。即ち一般世間への傳道用でなく、佛教者の破邪案内といふべきもので、佛教が邪宗門對治、人民信仰監督の任を帯びる様になつて來てから、その

用意として作られたものである。慶長又はその以前には、一向こういふ排邪論は出ないで、寛永以後に二つでも三つでも出て来たことは、佛教者の眞の熱情よりも、寧ろ政府の御用を勤める爲に必要になつたしるしである。佛者のキリシタン破邪論は、對抗戦でなく、尙更進撃戦でなく、而かも敵は他の打撃で殆ど全滅してゐる時の追撃戦であつた。

澤野忠庵の顯偽録

そこで最後に、棄教バテレンなるヘレイラ、日本名澤野忠庵（又仲庵）の顯偽録に移る。

此は寛永十三年（1636）の作で、破提字子に後れること八年、但し破吉利支丹よりも遙に前であつた。此時は忠庵が棄教後三年に充たぬ時、且つその棄教は心から出たことでなく、拷問の苦みに堪へかねて、「ころびます」といつた結果たることを思へば、顯偽録の如きキリシタン破折が眞心から出た産物とは考へられない。但し彼は棄教の時まで、廿三年間日本にゐて諸方面に活動した人物であり、又佛者などと論難する爲に、日本の宗教をも研究したに違ひないから、ハビヤンと同様その知識にある材料を逆用してキリシタン論破を書く事も出来、又日本文もどれだけか出来たに違ひないから、顯偽録の如きものを著作し得ないとは限らない。

それにしても、その所見を見ると、大體の根柢は、やはり儒教に云ふ「自然の道」を以てキリシタンを破するにあり、又キリシタン側の反駁として處々に、通常の破折家のいふ以上の事を述べてゐるが、（例へば意志の自由の如き）、それに對しては、譯もなく「つくり事、國を取る爲の謀略」といふ様な攻撃で終つてゐる。棄教三年やけになつた忠庵としても、どうも眞心から出た言説と思はれない。恐らく奉行所の指圖で、何人か儒者をしてキリシタンの教理を忠庵に問ひつゝ、その破折をかゝしめ、而してそれを忠庵に見せては、又キリシタン側の辯解をきかして、此の如くにして儒教主義の破折家と、やけになつて節を賣る棄教者と、二人で合作せしめたものであらう。而して忠庵は破折家の難點に對して、も一步踏み込むで反駁し得ることも或點で打切り、あとは「國を取る爲の謀略」といふ事に同意を表し、此の如くにして、一、根本の教理、二、その破折、三、その反駁となる一應の辯解、四、要するにつくり事だといふ様にして出来たものと見られる。此の如くにして、キリシタンの秘密を打明かすといふ事が、忠庵の「御忠節」で、奉行がころびバテレンを作らうと苦心したのも、此の如き御忠節を買ふ爲であつた。やぶれかぶれの憐むべき棄教者は、心の中に尙云ふべき事はあつても、それを云はず、「國をとる爲の謀略」といふことに同意して、顯偽録を作り上げ、又自ら責任

者としての署名をしたのであらう。

某、南蠻の僻地に生まれ、邪路に迷ひ、正路を知らず、恰も擔板漢、其左右を知らざるが如く、株を守り兎を待つ者に似たり。吾れ若年の時よりキリシタン宗旨をのみ業として、竟に出家を遂げ、長じて此道を日本に弘めんことを思ふ志深くして、數千里を遠しとせず、日域に至り、此法を萬民に教へんが爲、多年の間、飢寒の勞苦を厭はず、山野に形を隠し、身命を惜まず、制法を怖れず、東漂西泊して此法を弘む。

此の文章は漢文交りに出來てゐるから、何人か儒者の筆に成つたものであらうが、ヘレイラが此の告白をした時には、感慨深いものがあつたであらう。それから儒佛の道をきいて迷を悔ひ、非を改めて禪宗になつたと記してゐるが、彼の良心は果して安かつたであらうか。

それは兎に角、破折の第一としてデウスの世界創造については、それが六千年前であつたといふ話を評し、物には造主ありとの論證をアリストトの言を引用し、天然の物と人工の物との別ありといふ理によつて、總て「自然の理で」、デウスなどは入らないと論じてゐる處は、全然儒者の口調である。第二に、アニマの不滅について、人間のアニマのみ不滅だといふは非理だとしてゐるなど、大抵前に述べた佛者の論破に似てゐるが、アニマの救について、キリシタンが教へるペレデスチナト (Predestinatio) とレポロボト (Reprovatio) との別を擧げて論評して

ゐるのは、慥にヘレイラから出た材料である。又罪の赦について、アダムの墮落といふ話を攻撃し、それに對するキリシタン「學匠の答」として意志自由の事を述べてゐるのも、他の何れの破折家にも見ず、日本人の觀念にない事で、此も、ヘレイラの提供した材料たる事は明である。而してその自由に對してデウスの合力があるといふが、總ての人に合力を與へないといふのは、「只謀を根本として國を亂し、世を傾けんとしたくみ」だと斷じた點は、一足飛の議論で、慥に筆者の文である。それから十誠についても、一々けちをつけやうといふ風の論評をしてゐるが、最後に十誠に附加して、法度は總てパッパの定めた掟だといふことを述べて、パッパの位や、ブラウ (Bulla) やジュビレヨの事、又特にエスコムムニヤン即ち破門の事を記して、此皆金錢を取り立てる爲のたくみだと斷じてゐる。此等の點も、他の破折論に一つも言及してゐない所である。

次にはキリシトの一生を叙し、それ等の物語は皆「慥なる證據もなく、只ゼスキリシトの弟子共、かく書記しおきたるばかり也」と結むである。サカラメントの事は、「授け」と名けて、バウスチモ、コンヒサン、エウカリスチャの二を擧げ、無用の事とか、メタホラ (metaphora) 即ち喩に過ぎないなどと論評してある點は、何れも理性主義の立場からの批評で、儒者の考

たることを示してゐる。最後にジュイゾゼラル(Juzo Gerall)即ち最後の審判についての論評も同様、全く理性主義に基く批評であつて、十八世紀に西洋に出た言論の如く、どうしてもヘレイラの脳裏から出たとは考へられない。

此の如くにして、棄教者忠庵は、理性主義の儒者の爲に、キリシタン破折の材料を供給したのである。彼の態度は毒食へば皿までどあつたと思はれる。寛永十九年(1642)潜入したルビノ一行が捕へられた後、ヘレイラが尋問の通辭をしたので、ルビノ等は彼を面責し、彼は座に堪へずに退席したと傳へてゐるが、彼の心中にはまだ顯偽録に記されてゐないものが残つてゐたのであらう。その後、時は不明ながら、彼はころびを後悔し、立上つて殺されたとも傳へるが、それは總て確でない。只顯偽録が、全部ヘレイラの考から出たものではないだけは確である。

第三十三章 キリシタン物語類の俗書

キリシタン書籍の種類

キリシタン傳道に関する書類は、出版と否とを問はず、先づキリシタン側から出、それから禁教時代に若干の破折書が出、最後に多くの俗書で、キリシタンの邪宗門たることを面白く讀ませる讀本類が出た。然しその中間に、必しも悪く云ひなすでもないが、又キリシタンの真相を究める目的でもなく、風聞傳聞を筆録して、キリシタンについて多少の知識を集めやうとした種類のものも出た。それと共に島原亂後にはその兵亂の記事を主とし、或は兵學上の見地から、或は治國經世の参考として、その教の由來などを叙したのもあつた。何れにしても此等の書類は、蠻語をも知らず、教理の内容に疎く、而して交通不便の時代に、江戸や他の地方で、好事の學者が編したものであるから、轉訛誤聞も多いが、又その中には多少事實の面影を傳へるものもある。特に一地方(例へば京とか江戸)で起つた事を、その地の人が録した記事については、教會の記録と參照し、又は之を補ふべきものもある。

此等の文書を總稱してキリシタン物語と稱し得る。その記事の種類、事實との相違、訛傳の變遷、色々あるが、結着何れもキリシタンは國を奪ひ取る爲の方便だといふ觀念に基き、又そつういふ觀念を流布する目的で書いたものである。然しその中にも、傳聞にしても訛傳にしても、幾分の史料らしいものを取り、キリシタンの由來を知らうと勉めたものと、訛傳怪談、何でもとり入れて面白い讀物にしやうと書いたものと、大體二種類を分け得る。勿論此の二類の間に判然たる分界をつけることは出来ないが、その動機は大抵書き振りに現れてゐて、大體の目安は立つ。而して第一類の中には、荒唐の中にも多少の史料を有するものがあるが、それを批判的に史料に用ひ得る點もあり、此等は多く寛文以前の産物である。之に反して第二類の分は、二三の傳説を襲用し、それを段々面白をかしく書き立てたもので、史料に用ふべき分は全くない。而して此等は多く元祿以後の産物らしい。

史料風聞の集録

A 伴天連記、又の名吉利斯督實記

此は慶長の中期に、九州(多分博多)で出來たものらしく、信徒の間にあつた材料を取入れ、それを段

段に訛傳したらしい。

初に七のサカラメントを略叙した分は、大體當を得て居て、信徒の持つてゐた覺書から轉寫したかと思はれる。その一例、

第七、ウンサン(Ungan)……といふは、死する最後の時、右(第六)のコモカル(Communkarl)を受くる也。請けやうは、我等は今死するが、只今が此世のいとまごひ、此パンを食して死なば、本のデウスへかへさせたまへといふ觀念也。云々

最後受膏にパンを食するといふことは訛傳であるが、その前の第六を叙してゐる分は大した誤はない。

それから後の十二段は、キリシタンの始からの歴史をかき、日本への傳道に及び、最後に博多と長崎とに於ける傳道や教師の事を記してある。そのキリシタン歴史といふものには、奇怪の事を記してゐるが、いくらかの史傳から出たもので、例へば第一段はサンタルシヤの話の訛傳であるが、それはタウインビセンテの作りなした話したとしてある。即ち法印ビセンテの筆に成つた「サントスの御作業」(その斷片が水戸沒收書の中にあることは先に述べた通り)から出て轉訛したもの。それから後の歴史と稱するものは殆どでたらめの様であるが、

處々に史上の人名や年代が出てゐる。第八段以下は日本傳道の話であつて、船長や教師の名がいくつも出てゐて、幾分史實と比較し得る分もある。然し彌次郎のパウロとロレンソとを混同した如き、後來の物語記者が訛傳を踏襲する元になつた。第九と第十とは博多の傳道で奇談もあるが、又黒田甲斐守、黒田早衛門、辻登明、中浦壽里庵など、事實の人物をも記し史料の傍材にはなる。第十二は長崎の事であるが、此も博多のと同様で、最後は本妙寺日眞(但し名を記さず、法華妙典の上人として)が大村領で布教したことで結むである。

B 吉利支丹由來記

此は慶長の末京都邊で出來たものらしい。

四段に分け、第一は宗門濫觸の事、第二は宗門教法の事、第三は吉利支丹御制禁根本の事、第四は大久保石見守子共御仕置の事。

第一段では、始に來たバテレンがウルガンであるとか、アルメイダの名をブラ天といふ様な間違があり、此が又後の記者の踏襲する所となつた。然し宗門傳播の狀態を略叙した點は大體當を得、京の「大成寺」が、五條堀河と一條油小路にあつたといふ如きは、史料とするに

足る。「大成寺」といふのは「ダイウス寺」といふ意味らしい。第二段の教法の事も、微ながらにその内容を聴いたしるしがある。第三段の制禁由來には、肥後國の一佛僧が駿河に出て訴へたのが始だと記してある。根據不明ながら、さういふ事もあつたかも知れず、而して此は後の記者が多く襲用する所となつた。京都での禁制、五條河原の火刑、靈巖上人(幡隨院の事)の九州布教なども、皆大體史實を得てゐる。第四段の大久保石見守事件も同様である。「凡そ耶蘇宗門は夷狄本朝を亂すの國敵なれば」といふ様な筆法は、當時の通有觀念であるが、兎に角此の記者は、正直に事實を集めやうとの態度を有してゐる。

C 吉利支丹物語

寛永十六年、京都邊で出來たものらしい。

此は島原亂で注意を喚起せられて書き集めたもので、大體Bに似てゐるが、彼よりも多く物語的で、文を練り小説的になつてゐる。又材料は由來記よりも大分多くなり、その中にはウルガンが來て、信長に献上した物品目錄、慶長十九年京の迫害の記事など多少の参考になる。最後の三段は島原亂の記事であるが、それ以外に、第五段にキリシタンが佛僧を攻撃し

たこと、第六と第七に、ハビヤンと泊翁居士との問答の事などは、此物語に始めて出たものである。キリシタンが佛僧の墮落を攻撃したといふ記事を節録する。

日本の出家衆は、南蠻の風俗に違ひ、旦那を詔ひ、名利に耽り、重欲を構へ、慈悲なく慳食にして、高座の上にては欲を捨てよといひて、あとより拾はんとの心根。又西方淨土は七寶莊嚴の粧ひ、細軟瓔珞の姿、卅二相の形を具へ、飲食衣服一つとして満足せずといふ事なしと、談義毎に承るが、不審晴れず。かの知識の煩ひ給ふ時は、薬を呑み、鍼をたて、灸を据え、極めて命が惜しそに見ゆる時は、これも偽やらんと、キリシタン共これを笑ふ。げにも鋸屑もいへばいわるゝと、尤の言分かな。

八宗九宗の中に悔むこと多し。先づ出家に似合はぬ公事好をし、茶湯好き、連歌、或は亂舞、鞠、揚弓、花見、酒もり、無益の事、學問うとくして、佛法を問へば俗人に遙かに劣れり。布施とは布を施と書けり。女人は業障深きものなれば、麻の緒のねり目で精をこみ、うみ、つむぎ、辛苦して織り出すものなれば、心ざしを感じて、結縁濟度のため、佛なめに思召すと、經説にあかせり。(然るに)今の世はふりかはつて、價高直になれり。云々

此は筆者が、キリシタンに寓して佛僧を批評したのであるかも知れないが、キリシタン側からも此の如き批評をした事は勿論あるべく、當時佛僧が迭樂に染まりつゝある状態を示してゐる。而して筆者は、キリシタン出家が佛僧と違つて、無欲で金錢に淡泊なことを認めながら、それは南蠻から資財が来るからだと言明し、敢て奇特でもないと言明してゐるが、後の

俗書記者が、キリシタン教師は金をまき上げると誇張してゐるのと撰を異にしてゐる。又此記者は、第四段にフランデン(アルメイダの事)などが慈善療病の事を行ふのを詳しく記し、皆その教法に引入れる手段だといつてはゐるが、慈善事業の成績は之を認めてゐる。

第六と第七段の、泊翁問答といふのは、貴族の一後室の處へ、キリシタン教師が勧誘に来て、それから泊翁といふ佛學の大居士と問答をするといふ物語で、對手はハビヤンで、時は元和元年の頃、處は京都近邊だとしてゐる。或は事實その様なことがあつたかも知れぬが、その書きぶりには大分小説的要素がある。而して此の物語は、後の俗書が多く之を襲用し又誇張してゐる一話である。

D 耶蘇征伐記

正保頃、島原亂後、江戸で出来たものらしい。

此は三卷で、後二卷は島原亂の記事、初一卷が即ちキリシタン傳道の由來記で、勿論訛傳もあるが、大體の傳播を記し、寛永年間、尾張や江戸での迫害刑死まで及むでゐる。最後の江戸鳥越でかつたへ者を殺したことは、バセス(六三七頁)にある寛永三年(1656)の事件である

らしいが、異本には、又江戸の油屋作右衛門の事や、ルビノ第二隊の逮捕の事まで記してある。何れにしても大體寛永の末までの記事を集めたもので、先の吉利支丹物語が讀本として出来てゐるのと違ひ、議論や叙景文なしに史料集録として出来たもので、頗る史實を捕ふべきものがある。

今此の中に史料の参考となるべきもの二三を擧げて見ると、

大阪のキリシタン寺が、今橋と久寶寺橋と二箇所にあつたこと、江戸では八丁堀にあつたこと。

キリシタン醫者了悟即ち Diogo と、仙臺の産科醫中條帶刀、八條宮の典醫本郷意伯、京で外科の達人慶友法印(多分バゼスの Carlo Foin) 等醫者の事。

小笠原權之丞、原主水について多少の補遺になる事。

蒲生の家來佃又右衛門、二本松の臣梅原大膳の事。

堺のキリシタン、ルイスや、堺七度が濱のかつたい村の事。

高山右近の婿で加賀の家來津田長門守父子の事。

江戸品川でキリシタン處刑の事(即ち元和九年の火刑)。

但の此の中に他に一向所見のない事もあるが、今後確められる事もある。又明に訛傳といふべきは、キリシタン傳來の初を保元平治の頃に勃魯々宗といふ名で來たのも、キリシタンだと云ふ如きである。佐々成政が小西行長と共にキリシタンであつたといふのも頗る疑はしい。それにしても筆者の態度は頗る冷靜に客觀的であるから、此等の訛傳も、何か基く所はあつたのであらう。

E 五月雨抄

天明四年(1785)三浦安貞著。

此は年代は後であり、又先に述べた如く、一部分はキリシタン破折の議論をも含むのであるが、大部分は傳説を集めて、キリシタンの由來と性質を明にせんとしたものであるから、此の第一類の最後に記す。

その筆法は半は傳説集で、半は物語風になつて、CとDとの折衷の様なもの、然し第二類として記す俗書のやうなものは餘り取らず、長崎夜話草などを利用する外、少しづつ他にない資料を取り入れてゐる。例へばルビノ第一隊のアルベルト・メチンスキーの事の如きは、他の

何れの書にも出て居ない事である。且つ又天保頃には西洋の學術が少しづつ入つてゐたので、此書の始に、「天地はまどかなるものなり、さるにより、手毬の如き地に五大洲とて五の大壤あり」とかき出してゐるなどは、百年以前ならばキリシタンの邪説だと云はれたものである。又八代將軍の時までは禁書であつた支那書、并に類似の書について少し記述してゐる點にも、時勢の變化は現れてゐる。

然し全體の趣意は、キリシタンが國を奪ふ爲の策略だといふ觀念を裏書する様に資料を集め、キリシタンの來歴を説くにあり、且つ世間一般には、キリシタンの事は何事も云はぬがよしとしてゐるに對して、知らずに恐れるは迷の元だから、書き記すのだと述べてゐる。曰く、

誠に古人、これも一時、かれも一時といふ事、あらかじめ其好を知らば、誰かはとがめにならわん。知らざるより迷ふ道なれば、前車のくつかへるを示すは、後車の誠にあらずや。西洋の教は今世に絶へ侍れども、術をさしはさみ、人をたぶらかするは、まゝ世にきゝ侍る。皆その故智に倣ふなり。昔の跡知り侍らば、いかでかゝるあさましき計に落入るべきや。云々

實際その頃にはキリシタンは絶滅したと何人も考へ、江戸の宗門改役所も此の書の出來た九年後には閉鎖した位である。然るに此の編者が、たぶらかされる者がまゝ世にあるといひ、

その用意として此の著作をしたのは、何かの刺激のあつた事かと思はれるが、兎に角此の頃に、「露顯」はなく、浦上の一崩れは此から五年後、大阪の豊田貢一件は五十五年後の事であつた。三浦安貞には先見の明があつたと云ひ得やう。

島原一揆の記事

以上第一類は、五月雨抄の外皆、正保又は慶安以前に出たものであるが、此等と第二類として後に記す後代の讀本類との中間に、島原戦記を主題としたものがいくつも出た。右に記した耶蘇征伐記は即ちその第一着であるが、それに少しづつ増補したものに、

耶蘇制罰記

耶蘇制禁大全

などがあり、それから續いて、

島原記録(貞享二年 1685 江戸遠山信春輯)

耶蘇天誅記(寶曆頃 1750-60 伊勢村井昌弘輯)

原城記事(弘化三年 1846 肥前川北温山輯)

その他島原亂關係の書類は大分多い。その一部分は比屋根の吉利支丹文庫第三に收めてある。此等の中には、島原亂前程としてキリシタン史を記したのものもあるが、見地も材料も特に取り立て、云ふほどのものではないから略する。只村井昌弘の天誅記には、前録とした分が三卷あり、記事は比較的能く整つてゐる。川北の原城記事の初二卷「天教の害」、「天教の禁」は資料をあせらうとして却つて要領を失してゐる。

俗説キリシタン物語

そこで第二類の俗説キリシタン物語は五六種あり、何れも大同小異であるが、その中南蠻寺興廢記が最も能く世に知れてゐる。何れ大抵は同じ源泉から出たものであるから、材料としては一々比較研究する程の事もなく、又史料としては殆ど全部無價値である。然し此類の俗書を比較して見て興味のある點は、第一類の方に出て史料として價値ある分でも、通俗の面白い話ならぬものは一切之を取らず、之に反して奇怪な話は争ふて之を採用し、且つ之を誇張してゐる事で、つまり講談的動機から出た編纂である。書誌に關する事は別に譲つて、その名を列挙する。

切支丹宗門來朝實記

南蠻寺興廢記(元の名切支丹根元記)

切支丹興廢記

南蠻妖法記

蠻宗制禁録

何れも少しづつ、の出入あるのみで、前後を定め難いが、大體右に示したのが成立の順序かと考へる。

此類の書に大體共通の重な點は左の如くである。

一、南蠻國の話として、如何にも世界中の國を知つてゐるかの如く、虚實取交せて世界地理の講説をしてゐる。

二、南蠻大王が臣下を集めて世界征伐の謀議をこらし、その結果日本へもバテレンを送つたといふ事。その王の名は合志尾、降陣毘、絞甚眉、豪深微など、でたらめに書いたのは、講談本的興味を刺激する爲で、その他の固有名詞も皆同様である。

三、ウルガンバテレンが日本に來た最初で、信長がそれにだまされたといふ事、つゞい

て京の南蠻寺建立と比叡山の抗議とを大袈裟に書き立てゝゐる。

四、禪僧惠俊、即ちハビヤン(破美閻、夸毘晏など書いて)の外に、コスモ吳服屋安右衛門とシモン善五郎などがイルマンとして働いたこと。

五、右のハビヤンと泊翁との問答。

六、右シモンとコスモとが、秀吉に見えて、色々幻怪を現し、終に秀吉が曾つて殺した妾の幽霊を出し、怒にふれて二人は殺されたといふ話し。又その二人の殘黨の話。

右の中第二の南蠻大王の謀議を畫くに西遊記の類を材にした事は、その文章に現れ、全く新發明で、つまりキリシタンの悪計を明にして思想善導に資しやうといふ講談師の御忠節である。

南蠻寺の記述も愚な誇張であるが、それと共に比叡山の大眾が大講堂の前に集つたなど、平家物語や太平記の模倣に外ならぬ。

泊翁問答の事は、吉利支丹物語の條に示した如く、何か事實の面影を傳へたものと見られるが、それを此等の讀本には段々講談風にして物語つてゐる。

コスモとシモンの事は、第一類のBとCとには、只彼等がイルマンとして、ハビヤンやロ

レンツと一緒に働いたとしてあるだけであるが、第二類のものには、總て幽霊の話が加はつてゐる。その怪談は論ずるに足らず、つまり講談的興味をそゝる爲に外ならぬが、その着眼點はキリシタンは幻術を使ふといふ上下一般の迷信に投じて、御忠節ぶりを發揮したものである。然しコスモは早い間の京の信者庄林コスモの轉訛らしく、シモンは不明であるが、兎に角布教活動に關係はあつたのであり、又その殘黨が遠州や駿州にゐたといふ記事も尙研究すべきものであらう。

此等の事一々記述するにも足りぬ位であるが、只キリシタン講談本の一例として、南蠻妖法記(中卷四〇)にある南蠻寺の記述を節録してみやう。

さても南蠻寺の形勢結構玉を磨き、綺麗金銀をちりばむ。然れども本尊をも立てず、只空しく七寶の瓔珞を懸け、錦の幡天蓋をかけならべ、六十一種の合香を薫すれば、其香氣遙に門外數町の間に馥郁たり。京中は云ふに及ばず五畿七道より上りける道俗、南蠻寺に來りて、見物の諸人稻麻竹葦の如し。然れども敢て談義説法の體もなく、供佛施僧の粧もなし、唯寺内の四方に多くの假屋を打たせ、四方に人を出し、或は橋下に伏したる乞食非人の類、又は山野に捨てられたる難病難治の者共を尋ね出し、南蠻寺に連來り、養つて……日夜に醫療を加へ、貧乏の者には財を與へ、未だ見も馴れぬ呂宋カステラの織物、南蠻アマカワの厚綿の衣服をたち着せ、香湯に浴せしめて、其汚を去り、山海の珍味を食せし

め、南蠻不測の妙薬を飲みましむれば、唯今まで餓鬼の如くなる病人、又は見る影もなき乞食の徒、忽に全身肥えふとり、臟腑圓滿し、身心安樂にして、云々……

難病の者半治半〇の頃、兩イルマン、諸の病人に告げて、曰く、我曹、遙の海上を凌ぎ、此日本に渡り汝等を救療すること、是れ南蠻大王の勅命なり。……汝等…假令ひ今生の病苦は免るゝとも、來世の苦は如何にしてか是を除かん。たとひ身の不淨は洗ふとも、意の不淨はいかで洗はん。されば汝等が未來受生の形を見て當來の苦を知るべしとて、恭しく三世の鏡を出し、是を照せば、鏡に向ふ人民等、皆牛馬犬羊鳥類畜類の形と移り見えければ、衆人大に驚き、……皆聲を放つて大きに歎き悲しめば、其時兩イルマン、汝等左程に當來を恐れれば、速に耶蘇の宗門に入り、天帝を敬ふべし。此宗を信する者一人として生天の果を得ずといふ者なし、いでく其咒を授けんとて、……此咒を一七日唱へて後、兩パテレンの御初誠を蒙るべしと。……諸人大に歎服し、各七日引こもり、一心に此咒を唱ふ。

七日に滿すれば……諸人を誘つて客殿に到る。其客殿の有様、珠玉を縷め、金銀を磨き、見も馴れぬ花鳥を極彩色を以て屏風ふすまに畫き、其結構、譬を取るに物なし。……(パテレンの應接と教法とを長々と叙して)……いざや御影を拜ましめんとして……(體を打ちて血を流す事など記し)……

此座敷を秘密の間といふ。其デウスの尊像、天冠を頂き、威風目を驚かす。然るに鬼の如くなる兩人、傍にあつて長刀を以て、此デウスをはりつけにかけたる體なり。恐ろしなんとも云ふばかりなし。……(デウスが人間の代りにはりつけになつて悩むといふ説法を記し)……

其次を對面の間と號す。厨子の戸張を捲上ぐるに、内に細金の繪像あり。身に無價錦の衣服を被

頂に七寶の玉冠を頂き、年齢將に卅歳ばかりの女性の姿にて、懷中に一人の嬰兒を懷き、乳を含めたる躰なり。此尊をサンタマロヤと號す、是則ち天帝デウスの母君也。衆生を愍念し玉ふこと、母子を思ふに齊し、……至心に合掌稱咒すべしと勸むれば、異口同音に稱咒の時、不思議や畫像の懷の子、忽ち走り出て、拜する者の身と合躰して見えす。其時彼畫像の女性、靜かに繪絹をはなれ、歩み出で媚愛微笑の顔をなし、衆の頂を摩さすれば、衆人酒に酔へるが如く、心もほれんとなり、何かは知らず信心肝に銘じ、命を惜む事も知らずとかや。……

誇張は勿論であるが、筆者はキリシタンの幻術を畫かうとして、講談的興味に乗せられ、自分自らが幻術にかゝつた様に空想を畫き出して、莊嚴美麗、不思議奇特を夢幻の如く編み出してゐる。而して此の筆者はその言句から見て、佛僧らしいが、中世紀に出家行者が聖母マリアに見とれたと同じ様に、初は邪神として畫き出さうとした女性の「媚愛微笑」に魅せられ、自分も酒に酔ふた様な心持で文を舞はした事が歴々と見える。つまり破邪論が廢頽して講談趣味となり、そのロマンチックが空想裏の幻覺を生み、終には却つてその様な南蠻寺の對面の間にあこがれる心持を産み出して、陶醉状態の描寫になつてしまつたのである。

此等の書類は何時頃出來たか定め得ないが、何れの寫本も寛政以前のものはまだ見つからぬ。寫本よりは前に出來たとしても、餘り遠からぬ過去であるらしく、その文體や描畫には

馬琴風の處もある。即ち徳川文化の爛熟時代の産物で、百數十年前には、迫害する側は國の存亡に關するとし、せられる側は血を流して對抗した。その一生懸命のキリシタン問題も、十八世紀の末には此の如く遊戯文學の題材となつたのである。然しその少し後には、段々開國問題が起り、開國と共にキリシタン問題も再び眞面目の問題となり、五月雨抄の著者の先見した如く、知らずに貶し嫌つてもだめになつて來た。かくて幕末から明治にかけて又々キリシタン破折論が盛に出たが、その先驅は恐らく嘉永五年(1803)に出た大橋訥庵の關邪小言であらう。然しその時には九州で潜伏キリシタンが段々表面に現れんとしつゝあつた時で、徳川二百年の禁教と鎖國とは、どうしても破れるべき運命の阪を下りつゝあつたのである。而して禁教と鎖國と共に、封建の御代泰平も終に破れざるを得ざるに至つた、従つて開國の日本には禁教政策は到底維持せらるべくもなかつた。それでも、その結末の明になるまでには、尙ほ幾多の關難があつた、恐らく今日もまた全くそれを脱け出たとは云へまい。

昭和五年六月十五日
昭和五年六月二十日

印 刷
行 刷

切支丹傳道の興廢

定價金六圓五拾錢

著 者 姊 崎 正 治

發 行 者 會社式 同 文 館

右代表者 森 山 讓 二

綾 部 喜 久 二

印 刷 者 宮 本 印 刷 所

不 許
複 製

發 行 所

東 京 市 神 田 區 通 神 保 町 一 番 地
振 替 口 座 東 京 一 三 五 番

會社式 同

文 館

發 賣 所

東 京 市 神 田 區 通 神 保 町 一 番 地
振 替 東 京 三 一 五 五 番

會社式 三

省 堂

大 阪 市 南 區 順 慶 町 通 一 四 一 番 地
振 替 大 阪 八 一 三 〇 〇 番

會社式 三

省 堂 大 阪 支 店



文學博士

姉崎正治著

菊判・布裝
定價二圓卅錢
送料十二錢

切支丹禁制の終末

本書は別著切支丹宗門の迫害と潜伏の續篇として出でたるもの。禁教の爲めの幕府の久しき鎖國政策が明治の初年に至つて開國のよぎなき結果をもたらす、禁教制度の維持困難に陥り遂に明治新政府の手によりて禁制の高札が撤去されるまでの成行を透徹せる博士の探究により詳述したるもの、實に二百餘年間に亘れる徳川の異教禁制の顛末は始めて闡明せられた。

増訂版

我が姉崎博士多年苦心の結果先人未踏の地に手を下して陰蔽せる厚土を掘し異宗禁斷政策の跡を尋ね島原騒動以來明治の初年に亘る間、宗門潜伏の跡を究明せられて些の遺漏なし。

島原亂以後我がキリシタン教徒は當時官憲の宗門根絶政策が峻烈なる迫害と高壓を極めたるために所在潜伏に是れ努め、明治維新と共に遂に信教の自由を勝ち得たり。蓋しその力の大に驚くと共にその形の幽微なるを異させずや。その幽微を究めて闇黒裡より白日の下に現出する事は最も至難の事に屬す。

切支丹宗門の迫害と潜伏

菊判・布裝
定價三圓八十錢
送料十八錢
文學博士
姉崎正治著

發行所 株式會社 東振
東京 神田區 三軒 橋 一丁目 五番 五號
發賣所 株式會社 大振
大阪 南區 八木 一丁目 三番 〇〇號

612

15

